

神崎郡地域
循環型社会形成推進地域計画

平成 30 年 11 月 8 日

令和 2 年 11 月 17 日

令和 4 年 3 月 1 日

令和 4 年 12 月 22 日

市川町・福崎町・神河町・中播北部行政事務組合

目次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	2
(3)	基本的な方向	2
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	5
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	7
(4)	生活排水処理の目標	10
3	施策の内容	13
(1)	発生抑制、再使用の推進に関する施策	13
(2)	処理体制	14
(3)	処理施設等の整備	17
(4)	施設整備に関する計画支援事業	18
(5)	その他の施策	18
4	計画のフォローアップと事後評価	18
(1)	計画のフォローアップ	18
(2)	事後評価及び計画の見直し	18

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

参考資料様式 1	施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
参考資料様式 2	施設概要（エネルギー回収施設系）
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）
参考資料様式 8	計画支援概要

別添資料 1	対象地域図、現有処理施設の概要
別添資料 2	指標と人口に関するトレンドグラフ
別添資料 3	ごみの分別区分
別添資料 4	生活排水処理計画の整備計画図
別添資料 5	ハザードマップ

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名： 市川町、神河町、福崎町

面積： 330.69km²

人口： 43,806人（平成29年10月1日現在）

項目	市川町	福崎町	神河町	合計
面積(km ²)	82.67	45.79	202.23	330.69
人口(人)	12,512	19,615	11,679	43,806

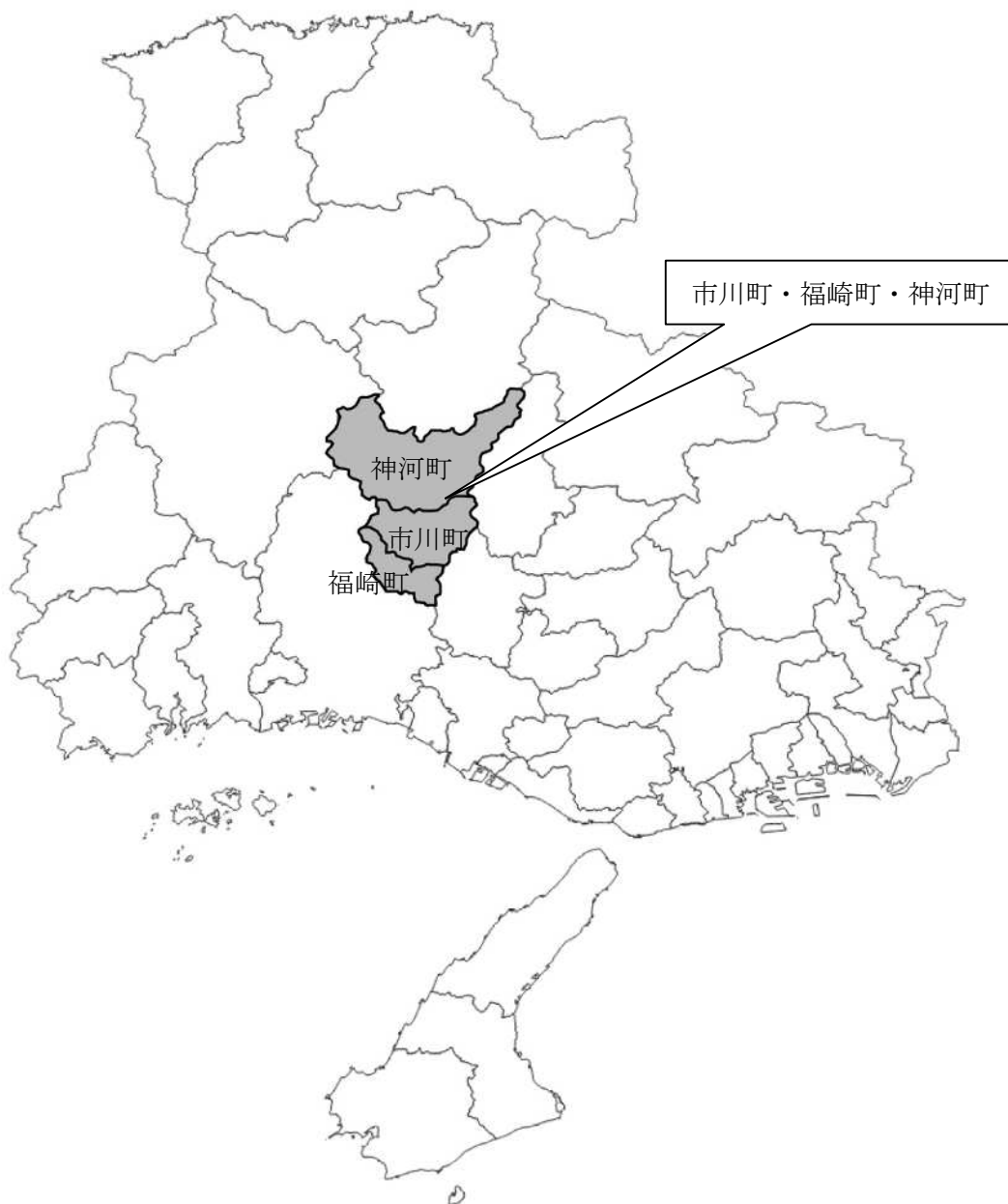


図1 市川町、福崎町、神河町 位置図

(2) 計画期間

本計画は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

神崎郡地域（以下「本地域」という。）は、兵庫県の内陸部に位置し、北部は朝来市、東部は多可町・加西市、南部は姫路市、西部は宍粟市と接している。3町のほぼ中央部を、北から南に市川が流れており、周囲は1,000m級の山々に囲まれ、峰山・砥峰高原は関西地方でも有数の高原地帯として自然志向型の都市住民との交流の場となっている。

中播北部行政事務組合では、発生抑制（Reduce）・再利用（Reuse）・再生利用（Recycle）という3Rを一層推進するとともに、発生する廃棄物については、エネルギーとしての有効利用など適正な処理・処分に努めていくことで、環境への負荷の少ない循環型社会形成を実現することを目指して、温室効果ガス排出量の削減、省資源やリサイクル対策、環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）の推進などに取り組んでいる。

生活系ごみについては、可燃性廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物について、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進めるとともに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象となる品目の分別収集を行い、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

一方、生活排水処理については「生活排水処理施設の整備の推進」、「生活排水の適正処理の推進」を基本方針とし、自然環境の保全、生活環境の向上等の観点から生活排水による河川や池沼での水質悪化を防ぐため、下水道区域外における合併処理浄化槽整備を積極的に進めていくとともに、生活排水処理施設が経年劣化による老朽化が進んでいるため、適正処理に向けた新施設の整備を実施していく。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

兵庫県においては、地域のごみ処理状況、財政状況等実情に精通した市町が事業実施主体として、広域化を検討するとしている。それを受け、当組合は構成町で独自に検討を進めており、下記のとおり既存の2町に1町を加えた計3町での広域処理事業を計画している。

本地域において、市川町、神河町は2町で構成する中播北部行政事務組合で、福崎町は、姫路市と構成するくれさか環境事務組合でごみ処理を行ってきた。しかし、中播北部行政事務組合が管理・運営している中播北部クリーンセンターの稼働できる期間が最長で令和10年3月末までとなっていることに加え、くれさか環境事務組合が管理・運営しているくれさかクリーンセンターの老朽化が進み、令和3年度末で焼却施設が稼働停止したことから、福崎町が令和3年7月に組合へ加入し、市川町、神河町、福崎町の3町によるごみ処理広域化及びごみ処理施設の建設を計画している。

ごみ処理施設の整備については、急速な社会情勢の変化によって生活様式等が大きく変貌しつつあることや、ごみの種類や処理方法が多様化し、その処理に関して様々な問題や課題があることを理解しつつ、より一層の効率的な資源・熱エネルギーの有効利用及び適正な

ごみ処理を目指し、循環型社会にふさわしい廃棄物・リサイクル処理システムの構築を図ることとする。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するようごみカレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

プラスチック資源は当面の間燃えるごみとして市川町、神河町は中播北部行政事務組合でRDF化を、福崎町は、姫路市の市川美化センターで焼却処理を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、令和10年度から新施設にてプラスチック資源の分別収集及び再商品化を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

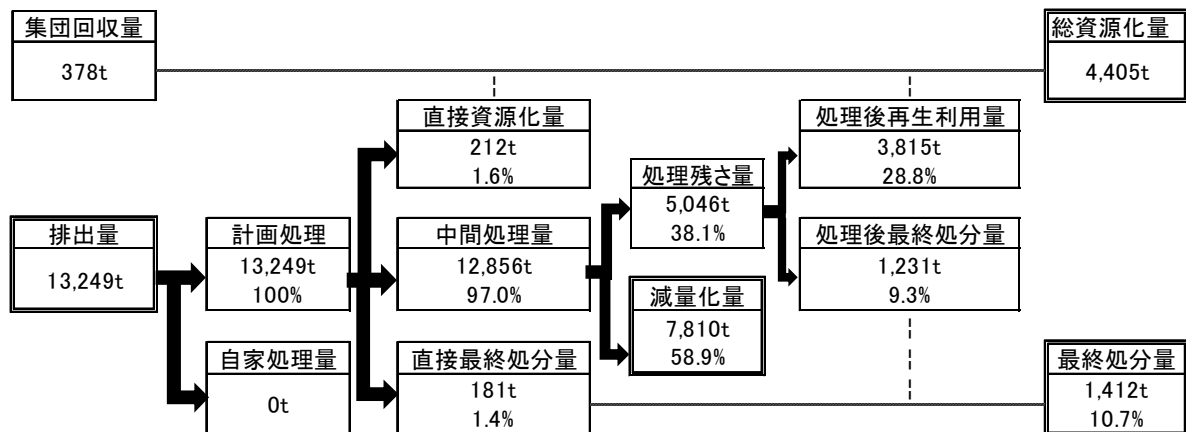
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成29年度の一般廃棄物の処理状況は、図2～5のとおりである。

市川町、福崎町、神河町3町の総排出量は、集団回収量も含め13,627tであり、再生利用される「総資源化量」は4,405t、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量))は32.3%である。

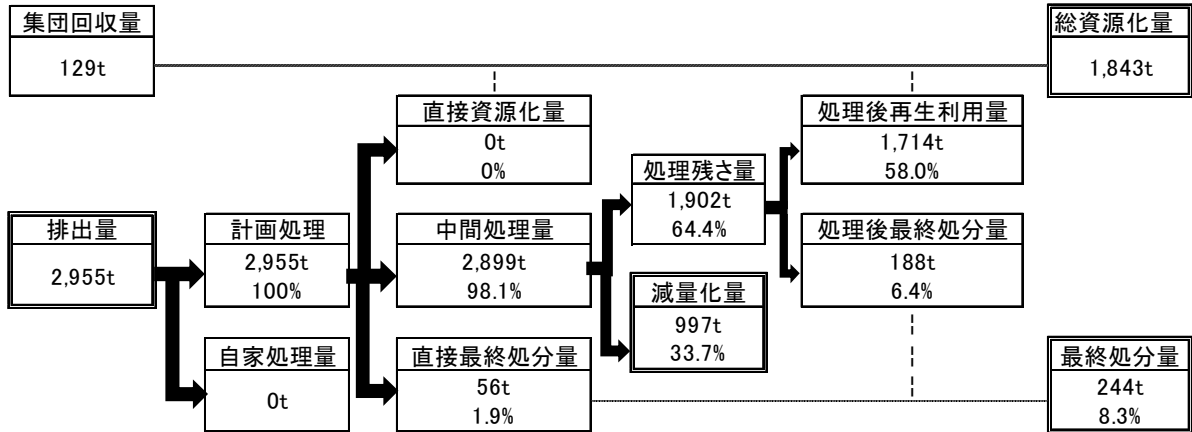
中間処理による減量化量は7,810tであり、集団回収量を除いた排出量の58.9%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の10.7%にあたる1,412tが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、市川町と神河町の固形燃料化量は2,662t、福崎町の焼却量は6,085tである。



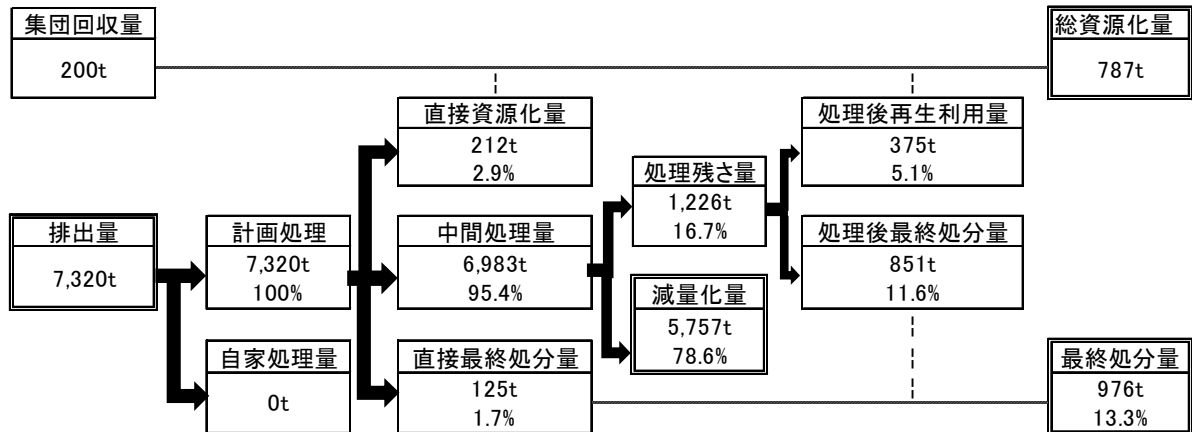
※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図2 一般廃棄物の処理状況フロー (平成29年度実績:市川町、福崎町、神河町)



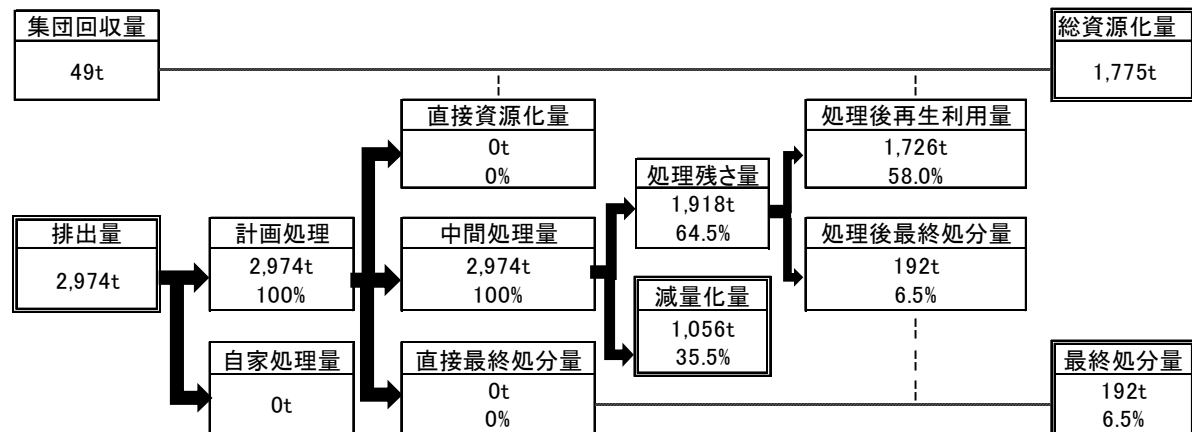
※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図3 一般廃棄物の処理状況フロー（平成29年度実績：市川町）



※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図4 一般廃棄物の処理状況フロー（平成29年度実績：福岡市）



※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

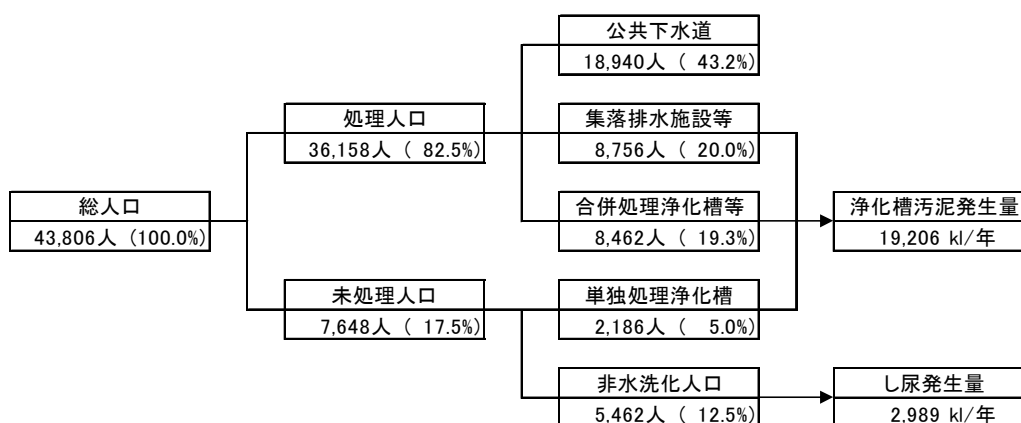
図5 一般廃棄物の処理状況フロー（平成29年度実績：神河町）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 29 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の発生量は、図 6～9 のとおりである。

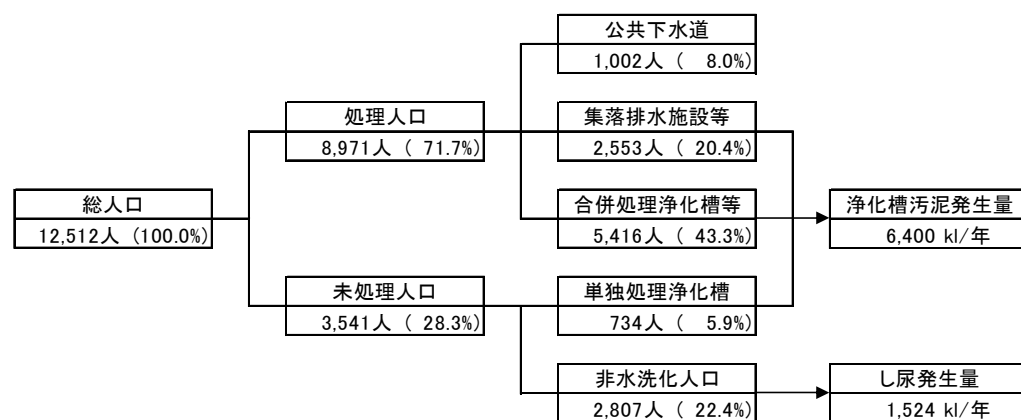
市川町、福崎町、神河町 3 町の生活排水処理対象人口は、全体で 43,806 人であり、水洗化人口は 36,158 人、汚水衛生処理率は 82.5% である。

し尿発生量は 2,989k1/年、浄化槽汚泥発生量は 19,206k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 22,195k1/年である。



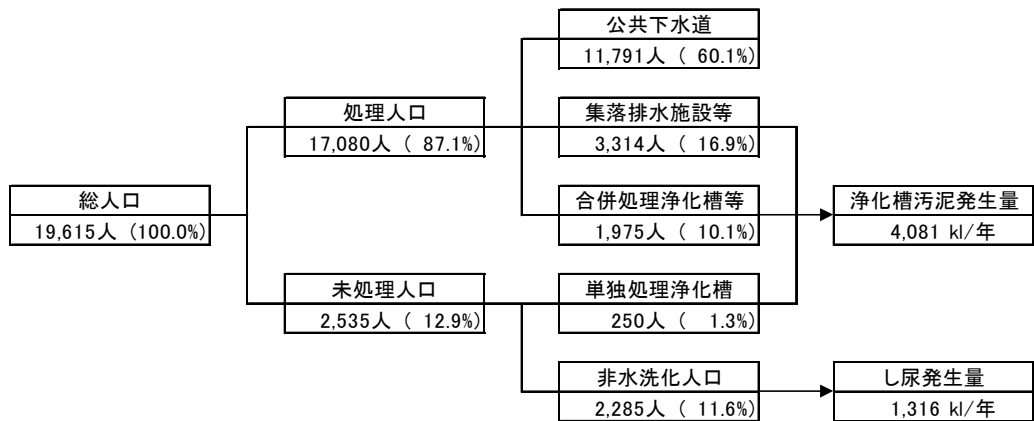
※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図 6 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度実績：市川町、福崎町、神河町）



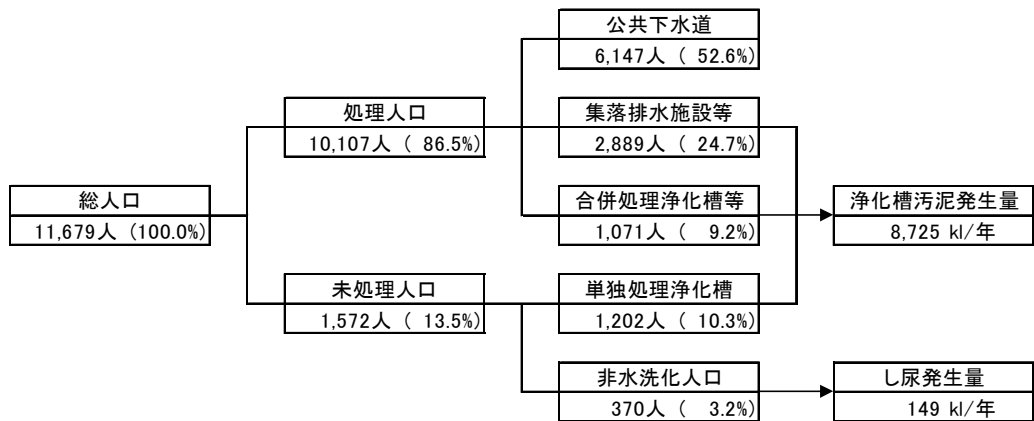
※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図 7 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度実績：市川町）



※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図 8 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度実績：福崎町）



※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図 9 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度実績：神河町）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活系可燃ごみ、事業系一般廃棄物の減量に関する指導等、廃棄物の減量を含めた循環型社会の実現を目指し、表 1~4 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標（市川町、福崎町、神河町）

指標・単位		現状(割合 ^{※1}) (平成29年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和6年度)
排出量	事業系 総排出量	4,373 t	4,063 t (-7.1%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.0 t/事業所	1.9 t/事業所 (-5.0%)
	生活系 総排出量	8,876 t	7,541 t (-15.0%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	203 kg/人	181 kg/人 (-10.8%)
合計 事業系生活系排出量合計		13,249 t	11,603 t (-12.4%)
再生利用量	直接資源化量	212 t (1.6%)	187 t (1.6%)
	総資源化量	4,405 t (32.3%)	3,872 t (32.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力)	— MWh	— MWh
最終処分量	埋立最終処分量	1,412 t (10.7%)	1,237 t (10.7%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：t]

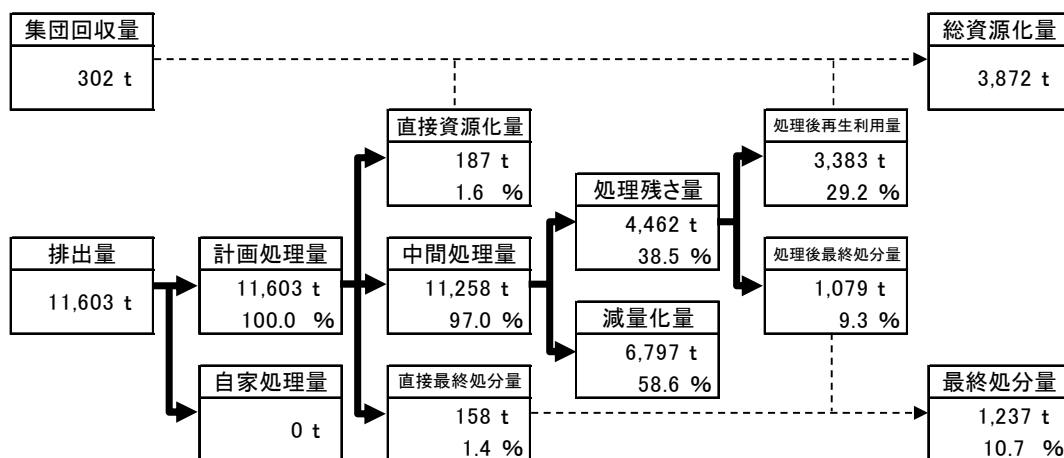
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：t]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：t]

最終処分量：埋立処分された量[単位：t]

※4 四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。



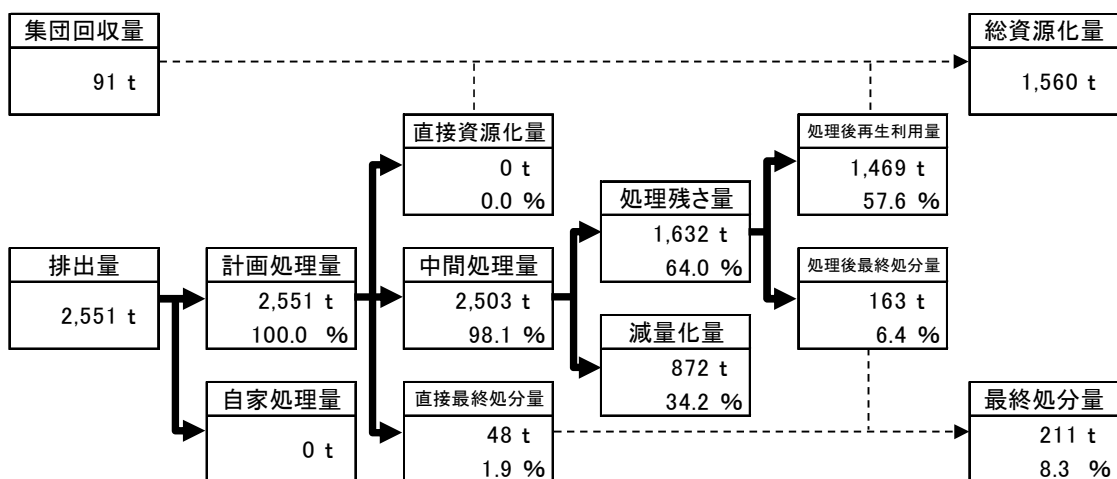
※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図 10 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー
(令和6年度目標：市川町、神河町、福崎町)

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標（市川町）

指標・単位		現状(割合) (平成29年度)	目標(割合) (令和6年度)
排出量	事業系 総排出量	564 t	475 t (-15.8%)
	1事業所当たりの排出量	1.1 t/事業所	0.9 t/事業所 (-18.2%)
	生活系 総排出量	2,391 t	2,076 t (-13.2%)
	1人当たりの排出量	191 kg/人	186 kg/人 (-2.6%)
	合計 事業系生活系排出量合計	2,955 t	2,551 t (-13.7%)
再生利用量	直接資源化量	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)
	総資源化量	1,843 t (59.8%)	1,560 t (59.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力)	— MWh	— MWh
最終処分量	埋立最終処分量	244 t (8.3%)	211 t (8.3%)

※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。



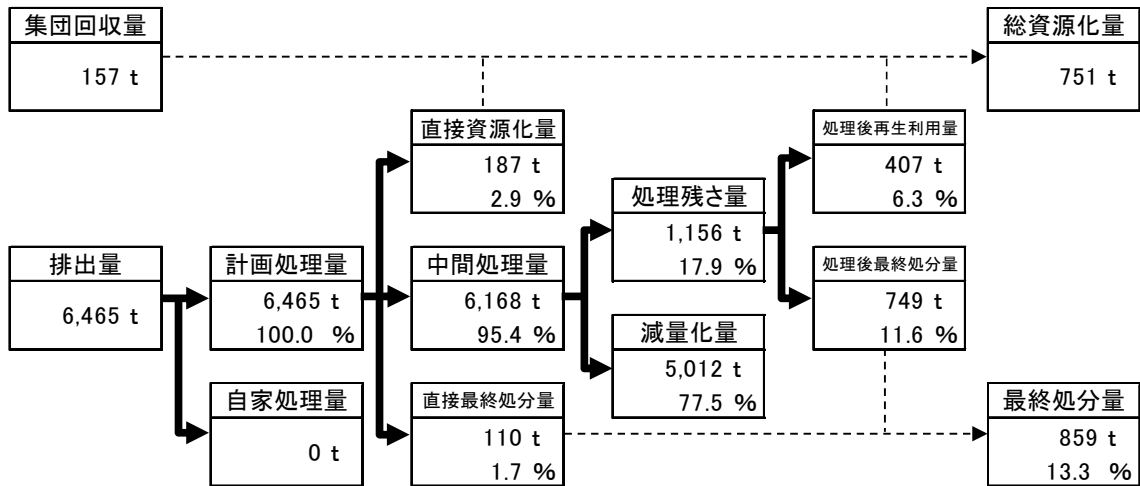
※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図11 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和6年度目標：市川町）

表3 減量化、再生利用に関する現状と目標（福崎町）

指標・単位		現状(割合) (平成29年度)	目標(割合) (令和6年度)
排出量	事業系 総排出量	3,037 t	2,882 t (-5.1%)
	1事業所当たりの排出量	2.8 t/事業所	2.7 t/事業所 (-3.6%)
	生活系 総排出量	4,283 t	3,583 t (-16.3%)
	1人当たりの排出量	218 kg/人	184 kg/人 (-15.6%)
	合計 事業系生活系排出量合計	7,320 t	6,465 t (-11.7%)
再生利用量	直接資源化量	212 t (2.9%)	187 t (2.9%)
	総資源化量	787 t (10.5%)	751 t (11.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力)	— MWh	— MWh
最終処分量	埋立最終処分量	976 t (13.3%)	859 t (13.3%)

※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。



※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図 12 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 6 年度目標：福崎町）

表 4 減量化、再生利用に関する現状と目標（神河町）

指標・単位		現状(割合) (平成29年度)	目標(割合) (令和6年度)
排出量	事業系 総排出量	772 t	706 t (-8.5%)
	1事業所当たりの排出量	1.3 t/事業所	1.2 t/事業所 (-7.7%)
	生活系 総排出量	2,202 t	1,881 t (-14.6%)
	1人当たりの排出量	189 kg/人	173 kg/人 (-8.5%)
合計 事業系生活系排出量合計		2,974 t	2,587 t (-13.0%)
再生利用量	直接資源化量	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)
	総資源化量	1,775 t (58.7%)	1,561 t (59.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力)	— MWh	— MWh
最終処分量	埋立最終処分量	192 t (6.5%)	167 t (6.5%)

※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

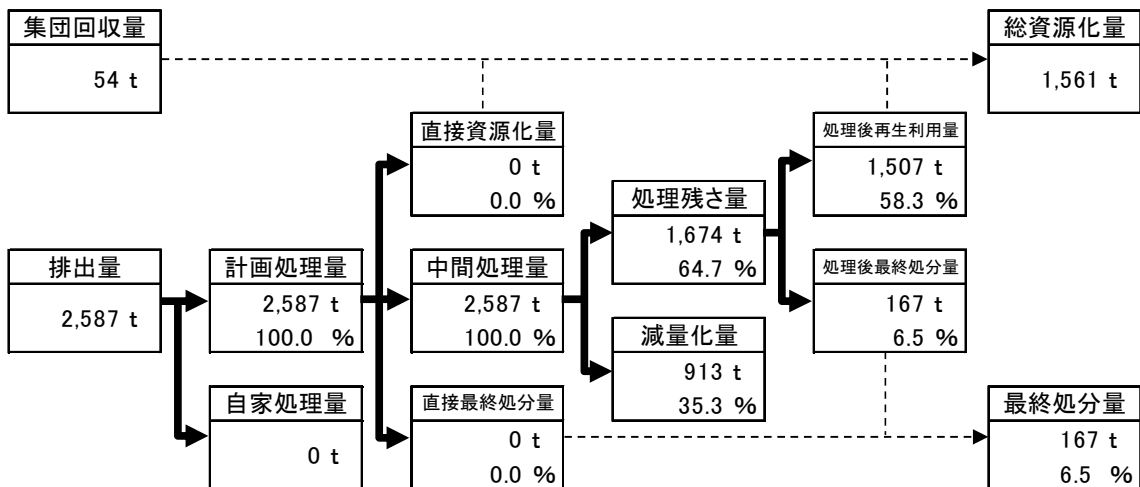


図 13 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 6 年度目標：神河町）

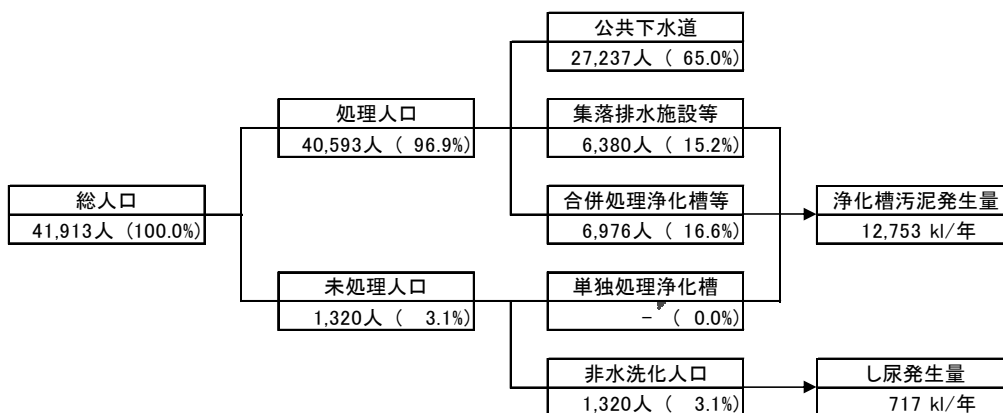
(4) 生活排水処理の目標

生活排水 処理については、表 5～8 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 5 生活排水処理の現状と目標（市川町、福崎町、神河町）

区 分		平成29年度実績	令和6年度目標
処理形態 別人口	公共下水道	18,940 人 (43.2%)	27,237 人 (65.0%)
	農業集落排水施設等	8,756 人 (20.0%)	6,380 人 (15.2%)
	合併処理浄化槽	8,462 人 (19.3%)	6,976 人 (16.6%)
	未処理人口	7,648 人 (17.5%)	1,320 人 (3.1%)
	合 計	43,806 人 (100.0%)	41,913 人 (100.0%)
し尿・ 汚泥の量	汲み取りし尿量	2,989 kl/年	717 kl/年
	浄化槽汚泥量	19,206 kl/年	12,753 kl/年
	合 計	22,195 kl/年	13,470 kl/年

※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。



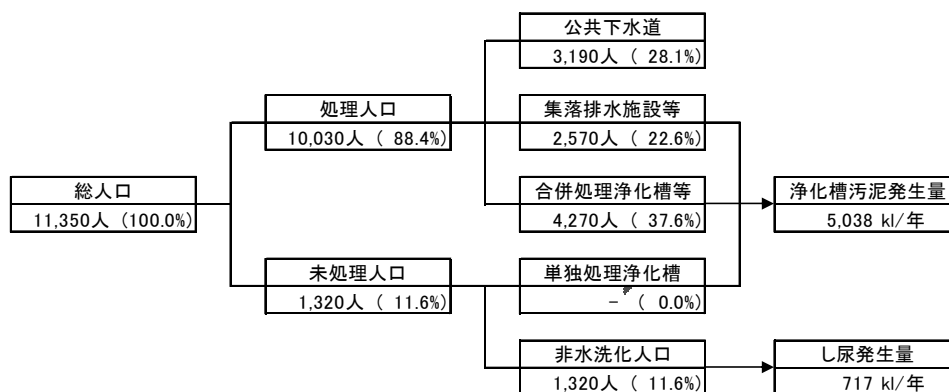
※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図 14 目標達成時の生活排水の処理状況フロー
(令和6年度目標：市川町、神河町、福崎町)

表6 生活排水処理の現状と目標（市川町）

区分		平成29年度実績	令和6年度目標
処理形態 別人口	公共下水道	1,002 人 (8.0%)	3,190 人 (28.1%)
	農業集落排水施設等	2,553 人 (20.4%)	2,570 人 (22.6%)
	合併処理浄化槽	5,416 人 (43.3%)	4,270 人 (37.6%)
	未処理人口	3,541 人 (28.2%)	1,320 人 (11.6%)
	合計	12,512 人 (100.0%)	11,350 人 (100.0%)
し尿・ 汚泥の量	汲み取りし尿量	1,524 kl/年	717 kl/年
	浄化槽汚泥量	6,400 kl/年	5,038 kl/年
	合計	7,924 kl/年	5,755 kl/年

※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。



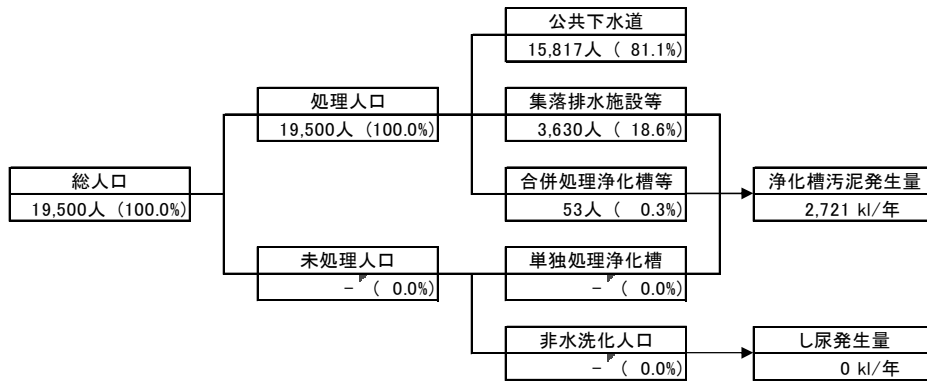
※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図15 目標達成時の生活排水の処理状況フロー
(令和6年度目標：市川町)

表7 生活排水処理の現状と目標（福崎町）

区分		平成29年度実績	令和6年度目標
処理形態 別人口	公共下水道	11,791 人 (60.1%)	15,817 人 (81.1%)
	農業集落排水施設等	3,314 人 (16.9%)	3,630 人 (18.6%)
	合併処理浄化槽	1,975 人 (10.1%)	53 人 (0.3%)
	未処理人口	2,535 人 (12.9%)	0 人 (0.0%)
	合計	19,615 人 (100.0%)	19,500 人 (100.0%)
し尿・ 汚泥の量	汲み取りし尿量	1,316 kl/年	0 kl/年
	浄化槽汚泥量	4,081 kl/年	2,721 kl/年
	合計	5,397 kl/年	2,721 kl/年

※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。



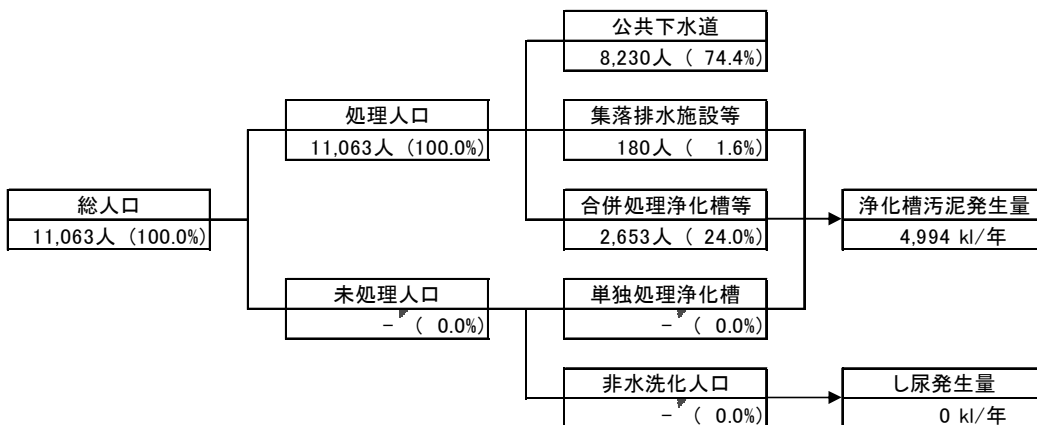
※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図 16 目標達成時の生活排水の処理状況フロー
(令和 6 年度目標：福崎町)

表 8 生活排水処理の現状と目標 (神河町)

区 分		平成29年度実績	令和6年度目標
処理形態 別人口	公共下水道	6,147 人 (52.6%)	8,230 人 (74.4%)
	農業集落排水施設等	2,889 人 (24.7%)	180 人 (1.6%)
	合併処理浄化槽	1,071 人 (9.2%)	2,653 人 (24.0%)
	未処理人口	1,572 人 (13.5%)	0 人 (0.0%)
	合 計	11,679 人 (100.0%)	11,063 人 (100.0%)
し尿・ 汚泥の量	汲み取りし尿量	149 kl/年	0 kl/年
	浄化槽汚泥量	8,725 kl/年	4,994 kl/年
	合 計	8,874 kl/年	4,994 kl/年

※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。



※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図 17 目標達成時の生活排水の処理状況フロー
(令和 6 年度目標：神河町)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進に関する施策

基本施策	施策の内容	検討期間	実施期間
食品ロス排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ■食品ロスの意味や食品リサイクル法の趣旨、内容及び削減方法等について、老若男女問わず理解がされやすい普及啓発を行います。 ■飲食業者には小盛りメニューといった食べ残しが出にくいメニューの設定を依頼し、町民にはそのようなメニューの利用を推奨します。 ■飲食業を営む事業者に、大型生ごみ処理機の導入等といった資源化への協力を依頼します。 ■エコクッキング（環境に配慮した食生活）に関する情報発信等を行い、普及啓発に努めます。 ■生ごみの堆肥化を推進します。 	平成 31 年 ～ 令和 2 年	令和 2 年 ～ 令和 5 年
水切り運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■町民や事業者に対して「水切りの効果」（事業者は水切りを行うことでごみ処理費用の削減が可能である等）を情報として発信し、自発的な水切り運動の実施を促進します。 	平成 31 年 ～ 令和 2 年	令和 2 年 ～ 令和 5 年
汚れた容器包装プラスチックの洗浄・分別の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■町民の分別意識を高めるため、ごみ質調査結果を公表する等の普及啓発を行います。 	平成 31 年 ～ 令和 2 年	令和 2 年 ～ 令和 5 年
事業系燃えるごみにおける紙類資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者に対して、許可業者からの間接的指導及び町からの直接的指導、啓発等を行い、事業系ごみの減量化・資源化、分別の徹底に努めるように協力を依頼します。特に紙類については重点的に指導、啓発等を行い、資源化の促進を図ります。 	平成 31 年 ～ 令和 2 年	令和 2 年 ～ 令和 5 年
剪定枝・草刈後の雑草等の資源化（堆肥化等）	<ul style="list-style-type: none"> ■生ごみ処理機やコンポストの購入費助成金交付制度を今後とも継続するとともに、内容の拡充を検討します。 		平成 31 年 ～ 令和 5 年
マイバッグの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■広報紙等の印刷物や説明会等を通じて、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参等を呼びかけていきます。 	平成 31 年 ～ 令和 2 年	令和 2 年 ～ 令和 5 年
事業系ごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ■事業系燃やすごみに含まれているプラスチックについて、産業廃棄物として取り扱うように指導、啓発等を行います。 ■多量排出事業者の存在及びごみ処理状況の把握に努め、必要に応じてごみ処理に関する指導を行います。 		平成 31 年 ～ 令和 5 年
有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■生活系ごみについて、現在も指定袋での有料化を行っており、一定の効果が得られていますが、さらなる発生抑制の観点から、構成各町毎に異なる設定単価の統一等について検討を行います。 	平成 31 年 ～ 令和 5 年	

(2) 処理体制

1) 生活系ごみの処理体制の現状と今後

本地域の生活系ごみ処理体制について、現状、市川町、神河町は 2 町で構成する中播北部行政事務組合で、福崎町は、姫路市と構成するくれさか環境事務組合でごみ処理を行っている。今後は、新ごみ処理施設の建設に合わせて、市川町、神河町、福崎町の 3 町でごみ処理広域化を行う計画であり、新ごみ処理施設の建設計画を順次進めている。

令和 6 年以降も市川町、神河町は現在と同様のごみ処理体制を継続するが、福崎町はくれさかクリーンセンターの稼働停止以降、新ごみ処理施設の建設までは、姫路市の市川美化センターにごみ処理を委託する予定となっている。

なお、新ごみ処理施設の処理方式がごみ燃料化処理から変更される場合には、分別区分も変更となる。

生活系ごみの処理体制の現状と今後を表 9 に示す。

<新ごみ処理施設の概要（予定）>

- 処理方式：検討中
- 規模：40～45t/日
- その他詳細：検討中
- 備考：リサイクルセンター（規模：8t/日）併設

表9 生活系ごみの処理体制の現状と今後

現 状 (H29年)											
市川町			神河町			福崎町					
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃えるごみ		中播北部クリーンセンターにてRDF化後に売却	1848	燃えるごみ		中播北部クリーンセンターにてRDF化後に売却	1629	可燃ごみ	焼却	くれさかくリーンセンターにて焼却処理	3236
								不燃ごみ	焼却・資源化・選別		254
燃えないごみ	破碎・選別・焼却		158	燃えないごみ	破碎・選別・焼却		152	粗大ごみ			570
粗大ごみ			80	粗大ごみ			84	選定くず・その他	委託		
塩ビ製品		委託	3	塩ビ製品		委託	4	蛍光灯・乾電池	委託	委託	11
有害ごみ	その他	委託		有害ごみ	その他	委託					
布類		中播北部クリーンセンターにてRDF化後に売却または中間処理せず売却	54	布類		中播北部クリーンセンターにてRDF化後に売却または中間処理せず売却	70	空カン・空ビン	資源化		0
紙類		資源化	227	紙類		資源化	144	古紙(紙類)	資源化		207
紙製容器包装		資源化	7	紙製容器包装		資源化	12	ミックスパー(紙製容器包装)	リサイクル	資源化	80
金属類・小型電化製品・その他	リサイクル	資源化	100	金属類・小型電化製品・その他	リサイクル	資源化	96	ペットボトル	資源化		0
缶類・びん類			20	缶類・びん類			33	プラスチック製容器包装	資源化		0
ガラス・瀬戸物		資源化		ガラス・瀬戸物		資源化					
容器包装プラスチック		資源化	16	容器包装プラスチック		資源化	17	引越しなど多量ごみ	埋立	くれさかくリーンセンター埋立処分地	125
ペットボトル		資源化	7	ペットボトル		資源化	10				

今 後 (R6年度以降)											
市川町			神河町			福崎町					
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃えるごみ	焼却		1605	燃えるごみ	焼却		1392	可燃ごみ	焼却		2707
燃えないごみ	破碎・選別・焼却	中播北部クリーンセンターにてRDF化後に売却	137	燃えないごみ	破碎・選別・焼却	中播北部クリーンセンターにてRDF化後に売却	130	不燃ごみ	焼却・資源化・選別	くれさかくリーンセンターにて焼却処理	212
								粗大ごみ			477
粗大ごみ			69	粗大ごみ			72	選定くず・その他	委託		
塩ビ製品		委託	3	塩ビ製品		委託	3	蛍光灯・乾電池	委託	委託	9
有害ごみ	その他	委託		有害ごみ	その他	委託					
布類		・中播北部クリーンセンターにてRDF化後に売却または中間処理せず売却	49	布類		・中播北部クリーンセンターにてRDF化後に売却または中間処理せず売却	61	空カン・空ビン	資源化		30
紙類		資源化	128	紙類		資源化	126	古紙(紙類)	資源化		85
紙製容器包装		資源化	6	紙製容器包装		資源化	10	ミックスパー(紙製容器包装)	リサイクル	資源化	70
金属類・缶類	リサイクル	資源化	86	金属類・缶類	リサイクル	資源化	84	ペットボトル	資源化		24
びん類・その他		資源化	35	びん類・その他		資源化	42	プラスチック製容器包装	資源化		58
容器包装プラスチック		資源化	14	容器包装プラスチック		資源化	18	引越しなど多量ごみ	埋立	くれさかくリーンセンター埋立処分地	110
ペットボトル		資源化	6	ペットボトル		資源化	9				

2) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

本地域の事業系ごみ処理体制について、現状、生活系ごみの分別区分に準じて処理を行っているが、新ごみ処理施設の建設時には、事業系ごみの処理体制も変更となる予定である。

なお、処理体制の変更時には、処理手数料の見直し等といった事業系ごみの減量を目的とした施策を併せて実施し、事業系ごみの減量に努める。

基本施策	施策の内容	検討期間	実施期間
ごみ処理手数料の料金体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業系廃棄物について、周辺自治体の料金体制との比較を行い、必要に応じて手数料の値上げを検討します。 ■ 上記検討のため、必要に応じて調査・研究を行います。 	H31～R4	R3～R5

3) 生活排水処理の現状と今後

本地域の生活排水処理について、今後も引き続き各町にて公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽の整備、普及に努める。

し尿及び浄化槽汚泥については、現在、中播衛生施設事務組合の中播衛生センターで処理しており、今後も同施設での適正処理に努める。

4) 今後の処理体制の要点

- 市川町、福崎町、神河町の3町でごみ処理広域化を行う計画であり、現在は新ごみ処理施設の建設計画を順次進めている。
- 新ごみ処理施設の建設時に合わせ、ごみ処理体制の統一を検討する。(生活系、事業系ともに)
- ごみ処理体制の統一時には、処理手数料の見直し等といった施策の実施を検討する。
- 生活排水処理については、引き続き各町にて公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽の整備、普及に努め、し尿及び浄化槽汚泥については、中播衛生センターでの適正処理に努める。

(3) 処理施設等の整備

前記(2)に示す今後の分別区分及び処理体制による処理を行うため、下記のとおり必要な施設整備を行う。

1) ごみ処理施設

ごみ処理施設の整備については、表10のとおり行う。

表10 整備するごみ処理施設

事業番号	施設整備種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
2	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	可燃ごみ処理施設 整備事業	40～45t/日	市川町浅野地区 (組合所有地)	R5～R5 (R5～R9)	—
3	マテリアルリサイクル 推進施設	リサイクルセンタ ー整備事業	8t/日	市川町浅野地区 (組合所有地)	R5～R5 (R5～R9)	—

(整備理由)

事業番号2 既存施設の老朽化及び集約化のため

事業番号3 既存施設の老朽化及び集約化、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化実施のため

2) 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表11のとおり行う。

表11 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	町名	直近の整備済 基数(基) (平成29年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土 強靱化
1	浄化槽設置 整備事業	市川町	1,277	124	364	H31～R5	市川町強靱化 計画
		福崎町	341	5	28	H31～R5	—
		神河町	530	42	144	H31～R5	神河町国土強 靱化地域計画
合計			2,148	171	536		

※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に先立ち、表 12 のとおり計画支援事業を行う。

表 12 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	実施期間
2 3	可燃ごみ処理施設整備計画支援事業 リサイクルセンター整備計画支援事業	・施設整備基本計画 ・測量 ・地質調査 ・生活環境影響調査 ・造成実施設計 ・発注仕様書等作成	H31～R5

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

1) 災害廃棄物への対応

災害発生時に備え、平常時においても県や周辺自治体と連携して円滑な相互支援・協体制の整備を図るものとする。また、各町において災害廃棄物処理基本計画等の策定を順次進めていく。

2) 不法投棄対策

地域や警察と連携し、監視・指導・防止体制の強化、定期的な清掃や監視カメラ及び看板の設置等の活動によって不法投棄を未然に防ぐ環境づくりを推進する。

また、不法投棄に対して、警察との連携等、迅速に対応できる体制を整備する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

神崎郡地域では、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて兵庫県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案した見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

添 付 資 料

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	神崎郡地域	(2) 地域内人口	43,806人	(3) 地域面積	330.69km ²
(4) 構成市町村等名	市川町、福岡町、神河町、中播北部行政事務組合	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 (山村) 半島 (過疎) その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村:市川町、神河町、福岡町 設立年月日:平成10年11月9日				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	4,086	4,325	4,207	5,556	4,968	4,373	4,063
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.7	2.1	1.9	2.5	2.3	2.0	1.9
	生活系 総排出量(トン)	9,959	10,204	9,301	8,895	8,821	8,876	7,541
	1人当たりの排出量(kg/人)	218	225	207	199	199	203	181
	合計 事業系家庭系の総排出量合計(トン)	14,045	14,529	13,508	14,451	13,789	13,249	11,603
再生利用量	直接資源化量(トン)	0	553	293	0	0	212	187
	総資源化量(トン)	4,892	4,724	4,551	4,695	4,438	4,405	3,872
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	—
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	7,312	7,541	7,158	7,247	7,418	7,810	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,054	2,281	1,436	2,209	1,956	1,412	1,237

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。(別添資料2)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

一般廃棄物処理基本計画と循環型社会形成推進交付金事業実施計画の目標値は同値である。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工年月	廃止又は休止 (予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
固形燃料化施設 リサイクルプラザ	中播北部 クリーンセンター	中播北部行政事務組合 (市川町、神河町)	ごみ燃料化方式	27(t/日)	H15.4	R10.3	未定	(浸水深0m)浸水等対象外地域にある ため対策不要	
			再資源化方式	10(t/日)	H16.1				
焼却施設	くれさかクリーン センター	くれさか環境事務組合 (姫路市、福崎町)	準連続燃焼式 (流動床方式)	80(t/日)	H8.3	R4.3	未定	(浸水深0m)浸水等対象外地域にある ため対策不要	
粗大ごみ破碎施設			衝撃剪断併用回転式破碎 機・油圧剪断式切断機	17(t/日)	H8.3	—	未定		
最終処分場			準好気性埋立構造、セル 埋立方式	127,000(m ³)	H8.3	—	未定		
し尿処理施設	中播衛生センター	中播衛生施設事務 組合(姫路市、福 崎町、神河町、市 川町)	浄化槽汚泥対応型膜分離 高負荷生物脱窒素処理方 式	し尿: 14(kl/日) 浄化槽汚泥: 81(kl/日)	H8.3	—	未定	(浸水深3~5m)被災した場合は、災害 時における兵庫県及び市町相互の応援 に関する協定に基づき、周辺自治体へ 処理を依頼する。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定 年月	更新(改良)・ 新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される 浸水深と対策	プラスチック再商 品化を実施するた めの施設整備事 業	備考
可燃ごみ処理施 設	(仮称)神崎郡 ごみ処理施設	中播北部行政事務 組合 (市川町、福崎町、 神河町)	全連続燃焼式 (ストーカ方式)	40~45 (t/日)	R10.3	現有施設稼働 停止のため	無	未定	(浸水深0m)浸 水等対象外地 域にあるため 対策不要	—	
リサイクルセン ター			再資源化方式	8(t/日)						○	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度
総人口		45,320	44,930	44,615	44,285	43,806	41,913
公共下水道	汚水衛生処理人口	17,393	18,001	18,396	18,805	18,940	27,237
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	38.4%	40.1%	41.2%	42.5%	43.2%	65.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	9,189	9,036	8,933	8,900	8,756	6,380
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	20.3%	20.1%	20.0%	20.1%	20.0%	15.2%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	8,959	8,598	8,378	8,229	8,462	6,976
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	19.8%	19.1%	18.8%	18.6%	19.3%	16.6%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	9,779	9,295	8,908	8,351	7,648	1,320

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。(別紙資料2)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	市川町	1,277	3,190	S63年4月	124	364	令和6年度	
浄化槽設置整備事業	福崎町	341	1,170	H1年4月	5	28	令和6年度	
浄化槽設置整備事業	神河町	530	1060	H3年4月	42	144	令和6年度	

※ 計画地域内の施設の状況を説明する資料として生活排水処理計画の整備計画図を添付する。(別添資料4)

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 ※5		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考				
				単位	開始	終了	平成 31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成 31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度			
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							86,500	0	0	0	0	86,500	86,500	0	0	0	0	86,500		
リサイクルセンター整備事業	3	中播北部行政事務組合	40~45	t/日	R5	R5	86,500	0	0	0	0	86,500	86,500	0	0	0	0	86,500	全体事業期間 (R5~R9)	
○エネルギー回収等に関する事業							226,200	0	0	0	0	226,200	226,200	0	0	0	0	226,200		
可燃ごみ処理施設整備事業	2	中播北部行政事務組合	8	t/日	R5	R5	226,200	0	0	0	0	226,200	226,200	0	0	0	0	226,200	全体事業期間 (R5~R9)	
○浄化槽に関する事業							141,258	7,304	23,892	25,134	42,464	42,464	89,342	7,304	15,354	15,468	25,608	25,608		
浄化槽設置整備事業	1	市川町			H31	R5	92,912	5,312	21,900	21,900	21,900	21,900	58,760	5,312	13,362	13,362	13,362	13,362		
浄化槽設置整備事業		福崎町			H31	R5	1,906	332	332	414	414	414	1,906	332	332	414	414	414		
浄化槽設置整備事業		神河町				H31	R5	11,780	1,660	1,660	2,820	2,820	2,820	8,396	1,660	1,660	1,692	1,692	1,692	
公共浄化槽等整備推進事業						H31	R5	34,660	0	0	0	17,330	17,330	20,280	0	0	0	10,140	10,140	
○施設整備に関する計画支援事業							148,803	0	9,141	40,010	76,652	23,000	148,803	0	9,141	40,010	76,652	23,000		
可燃ごみ処理施設整備計画支援事業 リサイクルセンター整備計画支援事業	2 3	中播北部行政事務組合			H31	R5	148,803	0	9,141	40,010	76,652	23,000	148,803	0	9,141	40,010	76,652	23,000		
合計							602,761	7,304	33,033	65,144	119,116	378,164	550,845	7,304	24,495	55,478	102,260	361,308		

中播北部行政事務組合：市川町、神河町、福崎町

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	中播北部行政事務組合
(2) 施設名称	リサイクルセンター
(3) 工期 ※1	令和5年度 ～ 令和5年度 (全体：令和5年度 ～ 令和9年度)
(4) 施設規模	処理能力8t/日
(5) 形式及び処理方式	選別、破碎、保管、積込、搬出等
(6) 地域計画内の役割	広域化に伴い中播北部行政事務組合（市川町、神河町）及び福崎町のリサイクル施設は、現行施設を廃止し、中播北部行政事務組合のリサイクルセンターに統合し、ごみの減量化・資源化を推進し、ごみの安定処理の確保を図る。
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	—
--------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	—
--------------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	—
---------------	---

(11) 総事業計画額 ※1	86,500千円（全体：2,908,500千円） うち、交付対象事業費 86,500千円（全体：2,908,500千円）
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	中播北部行政事務組合
(2) 施設名称	可燃ごみ処理施設
(3) 工期 ※1	令和5年度 ～ 令和5年度 (全体：令和5年度 ～ 令和9年度)
(4) 施設規模	処理能力 40～45 t / 日 (20～22.5 t / 日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) ・ <input checked="" type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 (熱回収率 10%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※2	広域化に伴い中播北部行政事務組合（市川町、神河町）のごみ燃料化施設及び福崎町の焼却処理は廃止し、中播北部行政事務組合の焼却施設に統合し、熱回収及びごみの安定処理の確保を図る。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh / ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額 ※2	226,200 千円 (全体：5,879,200 千円) うち、交付対象事業費 226,200 千円 (全体：5,879,200 千円)
---------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう活用するかについても記載すること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	市川町
(2) 事業名称	浄化槽整備設置事業
(3) 事業の実施目的及び内容	①目的：生活排水による公共用水域の汚染防止を図るとともに、良好な生活環境及び公共用水域の水質を保全する。 ②内容：個人による合併処理浄化槽設置に対し、補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成31年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	事業対象地域とする地域は、下水道法に基づき定められた下水道事業計画区域以外の「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域」とする。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 58,760千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (200人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	16基 (40人分)	基	332	5,312	5,312
5人槽	80基 (240人分)	基	489	60,180	39,120
6～7人槽	20基 (60人分)	基	486	18,180	9,720
8～10人槽	8基 (24人分)	基	576	9,240	4,608
11～20人槽	基 (人分)	基			
20～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	124基 (364人分)	基		92,912	58,760

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	福崎町
(2) 事業名称	浄化槽整備設置事業
(3) 事業の実施目的及び内容	①目的：生活排水による公共用水域の汚染防止を図るとともに、良好な生活環境及び公共用水域の水質を保全する。 ②内容：個人による合併処理浄化槽設置に対し、補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成31年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	事業対象地域とする地域は、下水道法に基づき定められた下水道事業計画区域以外の「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域」とする。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 1,906千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (25 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	2基 (10 人分)	基	332	664	664
6～7人槽	3基 (18 人分)	基	414	1,242	1,242
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
20～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	5基 (28 人分)	基		1,906	1,906

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	神河町
(2) 事業名称	浄化槽整備設置事業、公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	①目的：生活排水による公共用水域の汚染防止を図るとともに、良好な生活環境及び公共用水域の水質を保全する。 ②内容：個人による合併処理浄化槽設置に対し、補助金を交付する。 ③老朽化した公共用浄化槽の更新を行う。
(4) 事業期間	平成31年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	事業対象地域とする地域は、下水道法に基づき定められた下水道事業計画区域以外の「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域」とする。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 28,676千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (50 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	10基 (20 人分)	基	332	3,320	3,320
5人槽	6基 (38 人分)	基	384	3,480	2,304
6～7人槽	6基 (21 人分)	基	462	4,980	2,772
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
20～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	22基 (79 人分)	基		11,780	8,396

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 (50 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	10基 (30 人分)	基	882	15,000	8,820
6~7人槽	10基 (35 人分)	基	1,080	19,000	10,800
8~10人槽	基 (人分)	基			
11~20人槽	基 (人分)	基			
20~30人槽	基 (人分)	基			
31~50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
事務費				660	660
計画策定調査費					
合計	20基 (65 人分)	基		34,660	20,280

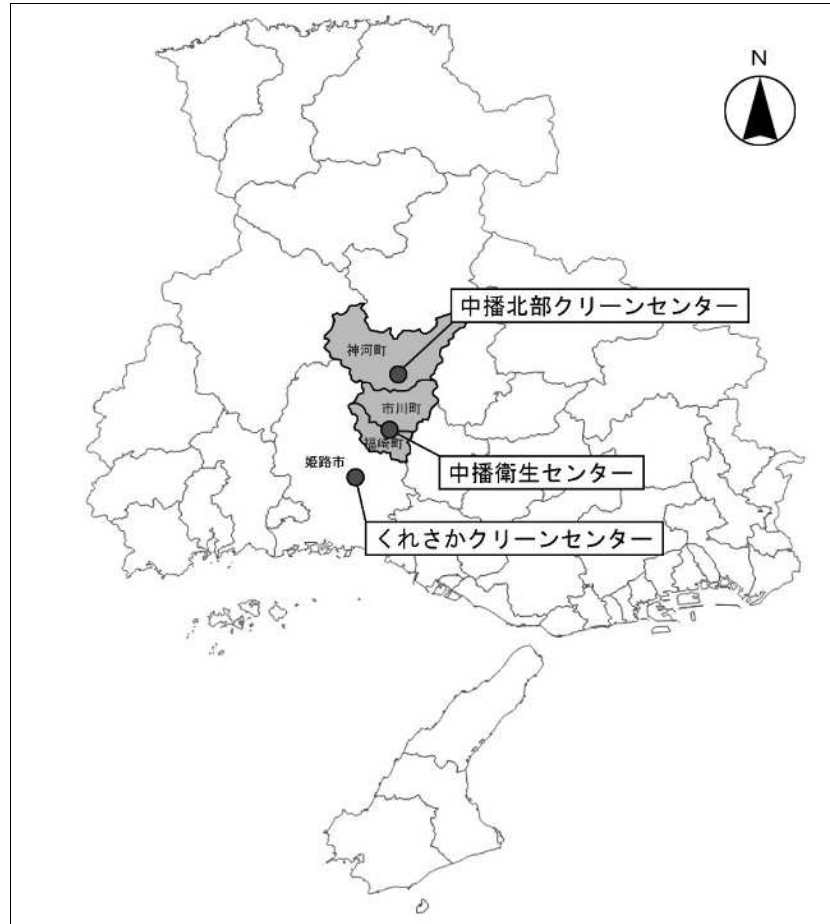
計 画 支 援 概 要

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	中播北部行政事務組合
(2) 事業目的	<u>可燃ごみ処理及びリサイクル</u> 施設整備のため
(3) 事業名称	可燃ごみ処理施設整備計画支援事業 リサイクルセンター整備計画支援事業
(4) 事業期間	平成 31 年度 (2019 年度) ~ 令和 5 年度 (2023 年度)
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none">・ 施設整備基本計画策定・ 測量・ 地質調査・ 生活環境影響調査・ 造成実施設計・ 発注仕様書作成
(6) 総事業計画 額	総事業費 148,803 千円 交付対象事業費 148,803 千円

別添資料 1

対象地域図



現有処理施設の概要

実施主体	施設名 (所在地)	施設 種別	形式及び 処理方式	処理能力	供用 開始
中播北部行政 事務組合 ^{※1}	中播北部クリーンセンター	固形 燃料化 施設	ごみ燃料化方式	27 t / 日 (1日8時間運転)	H15.4
	中播北部クリーンセンター リサイクルプラザ	リサイク ルプラザ	再資源化方式	10 t / 日 (1日5時間運転)	H16.1
くれさか環境 事務組合 ^{※2}	くれさかクリーンセンター	焼却 施設	準連続燃焼式 (流動床炉)	80 t / 日 (1日16時間運転)	H8.3
	くれさかクリーンセンター 粗大ごみ破碎施設	粗大ごみ 破碎施設	衝撃剪断併用回転 式破碎機 油圧剪断式切断機	破碎：16 t / 日 (1日5時間運転) 切断処理：1 t / 日 (1日5時間運転)	
	くれさかクリーンセンター 埋立処分地施設	最終 処分場	準好気性埋立構 造、セル埋立方式	約 15,300m ²	
中播衛生施設 事務組合 ^{※3}	中播衛生センター	し尿処理 施設	浄化槽汚泥対応型 膜分離高負荷生物 脱窒素処理方式	し尿：14kl / 日 浄化槽汚泥：81kl / 日	H8.3

※1 構成市町：市川町、神河町

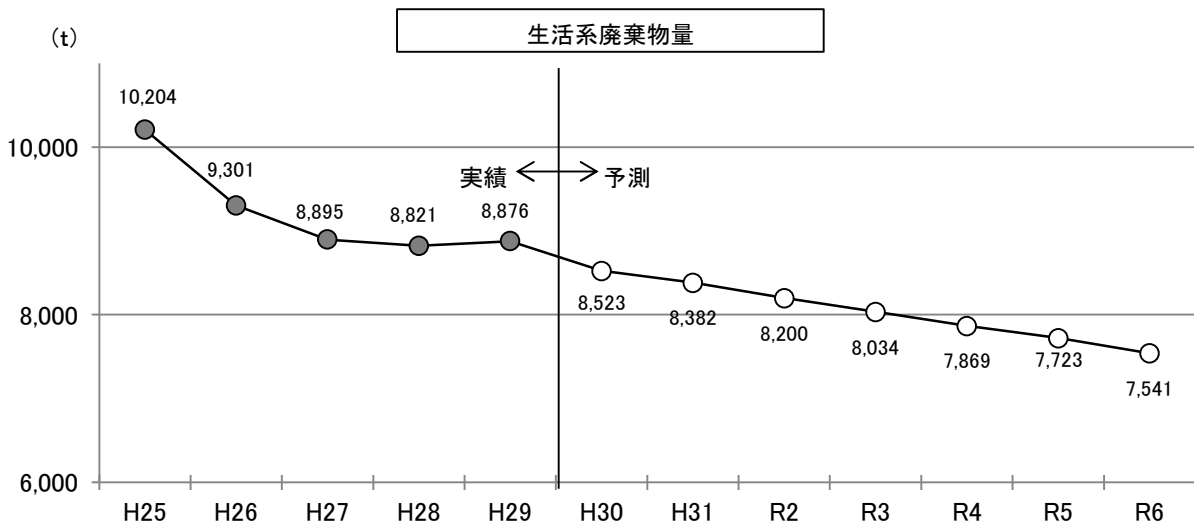
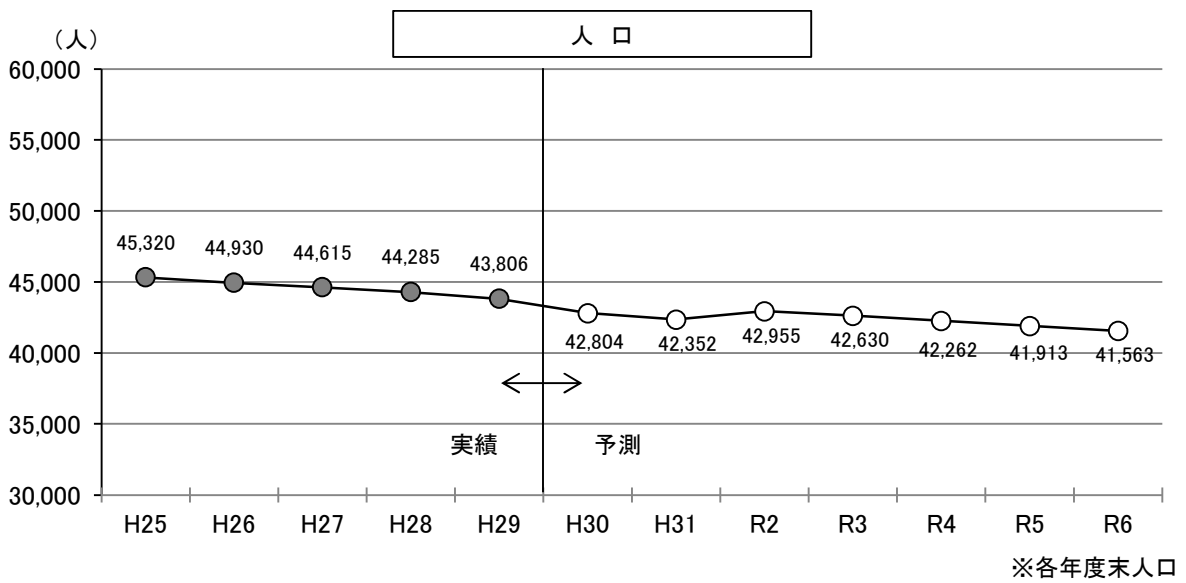
※2 構成市町：姫路市、福崎町

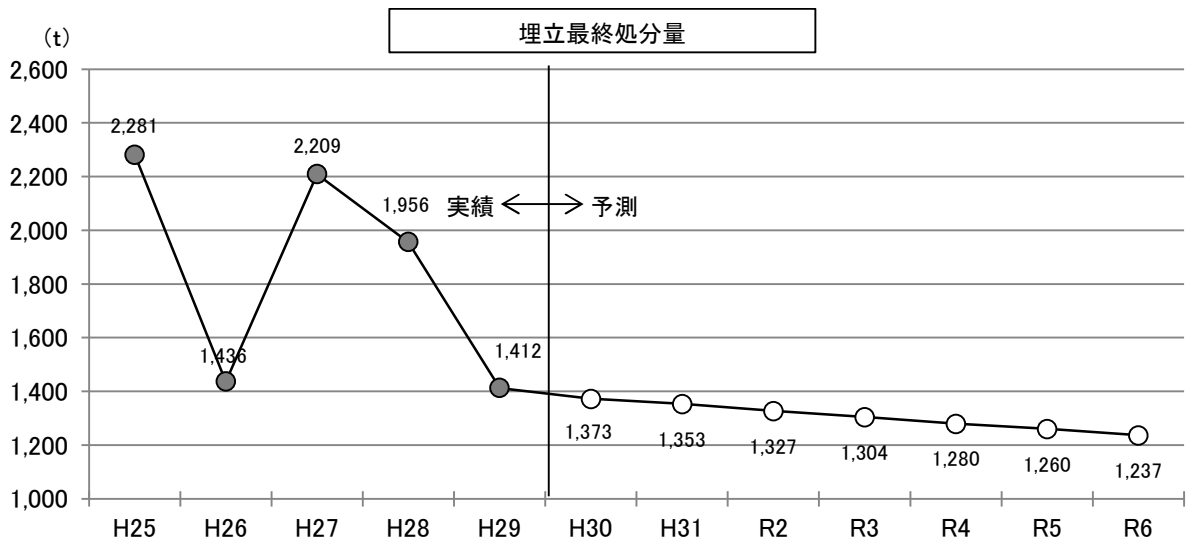
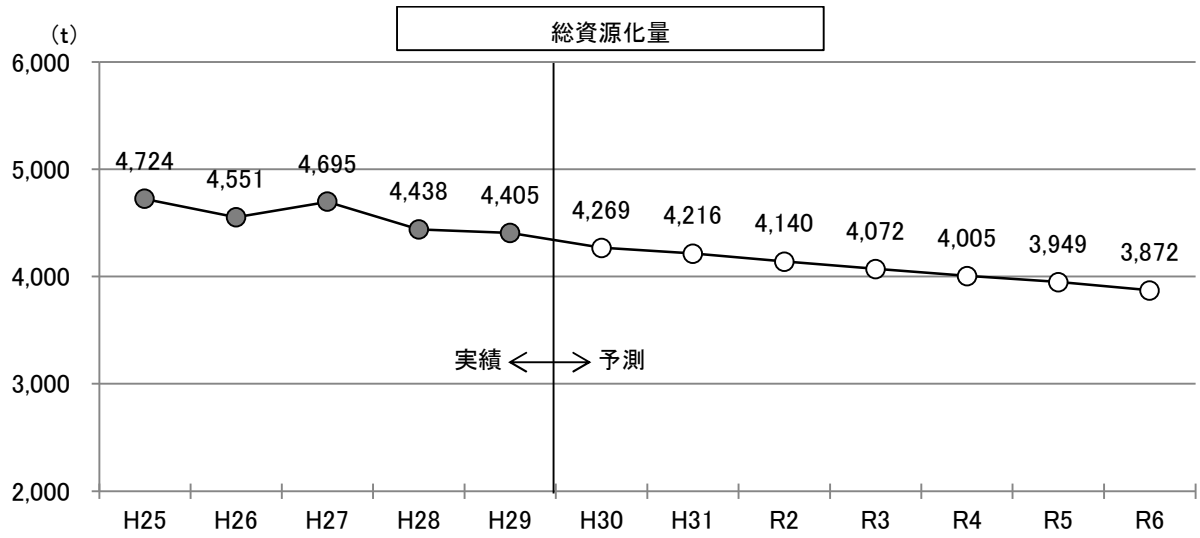
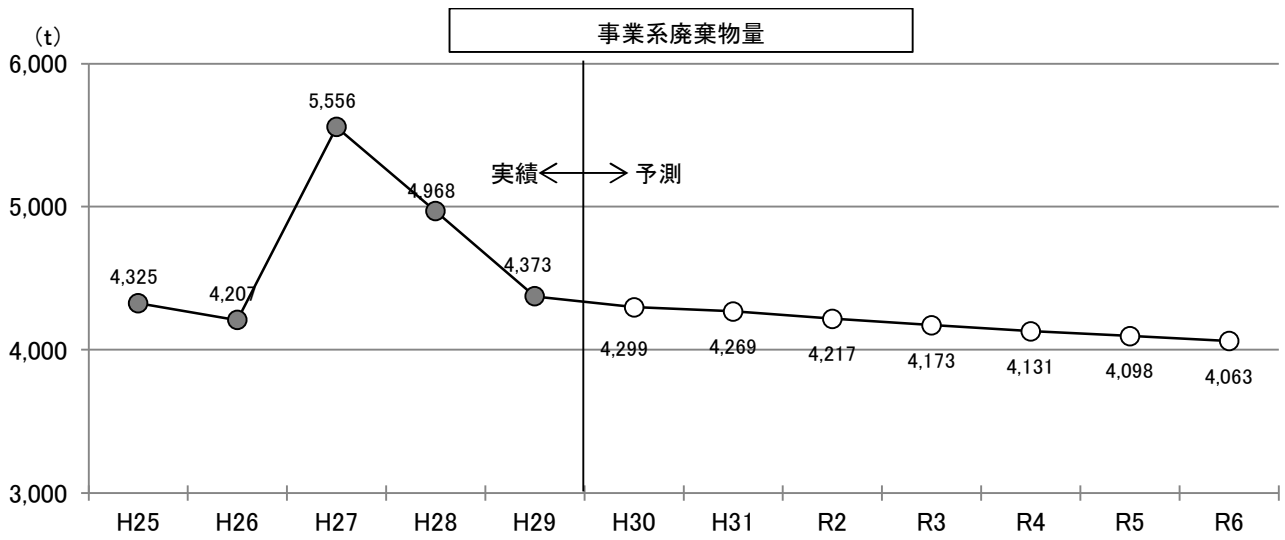
※3 構成市町：姫路市・神河町・市川町・福崎町

別添資料 2

指標と人口に関するトレンドグラフ（ごみ）

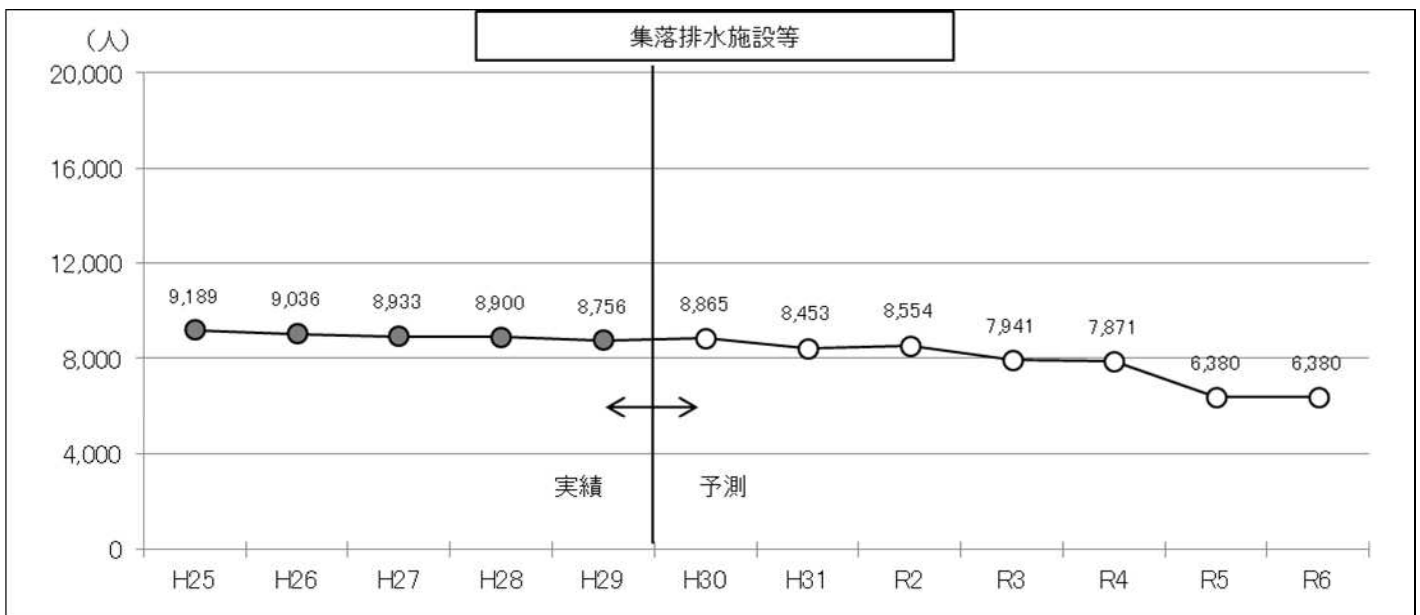
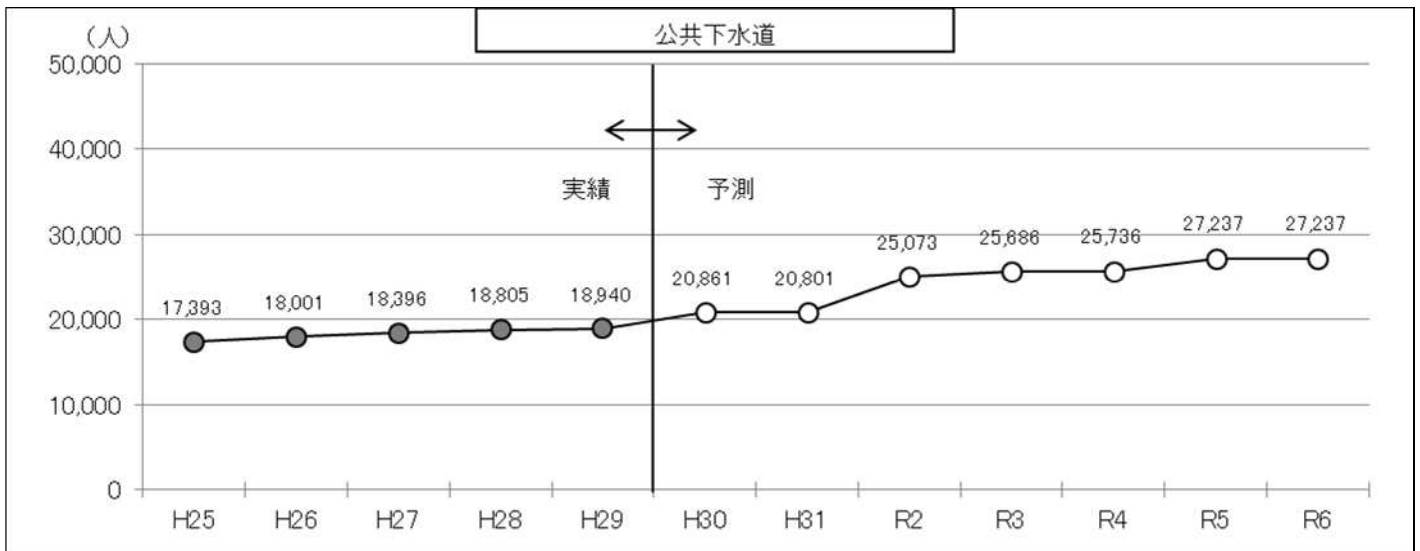
	実績				現状	今後の推移						目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	45,320	44,930	44,615	44,285	43,806	42,804	42,352	42,955	42,630	42,262	41,913	41,563
生活系廃棄物量	10,204	9,301	8,895	8,821	8,876	8,523	8,382	8,200	8,034	7,869	7,723	7,541
事業系廃棄物量	4,325	4,207	5,556	4,968	4,373	4,299	4,269	4,217	4,173	4,131	4,098	4,063
直接資源化量	553	293	0	0	212	208	205	201	197	194	190	187
総資源化量	4,724	4,551	4,695	4,438	4,405	4,269	4,216	4,140	4,072	4,005	3,949	3,872
減量化量	7,541	7,158	7,247	7,418	7,810	7,529	7,425	7,283	7,157	7,032	6,924	6,797
埋立最終処分量	2,281	1,436	2,209	1,956	1,412	1,373	1,353	1,327	1,304	1,280	1,260	1,237

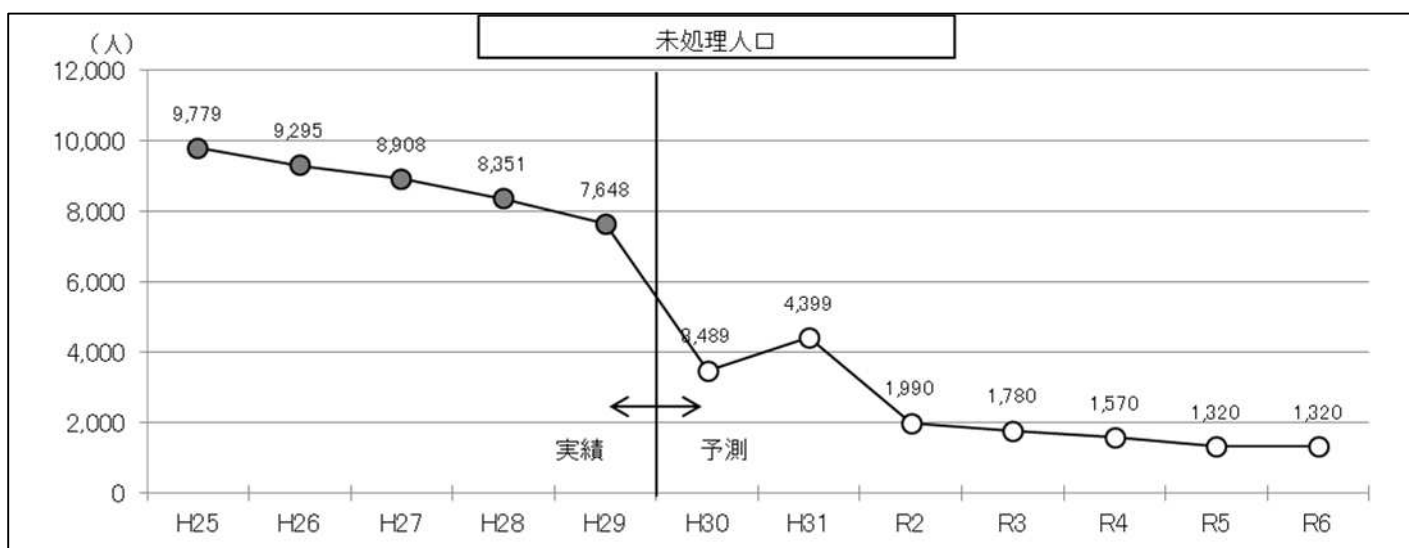
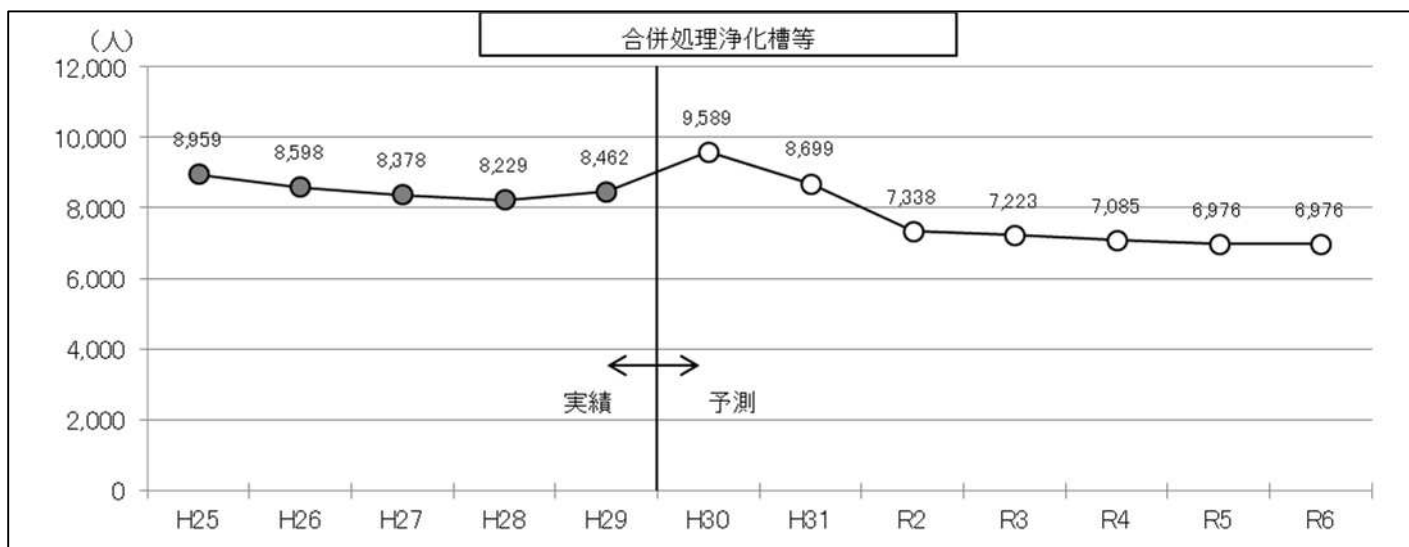




指標と人口に関するトレンドグラフ（生活排水）

	実績				現状	今後の推移						目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口	45,320	44,930	44,615	44,285	43,806	42,804	42,352	42,955	42,630	42,262	41,913	41,563
汚水処理人口	35,541	35,635	35,707	35,934	36,158	39,315	37,953	40,965	40,850	40,692	40,593	40,593
公共下水道	17,393	18,001	18,396	18,805	18,940	20,861	20,801	25,073	25,686	25,736	27,237	27,237
集落排水施設等	9,189	9,036	8,933	8,900	8,756	8,865	8,453	8,554	7,941	7,871	6,380	6,380
合併処理浄化槽等	8,959	8,598	8,378	8,229	8,462	9,589	8,699	7,338	7,223	7,085	6,976	6,976
未処理人口	9,779	9,295	8,908	8,351	7,648	3,489	4,399	1,990	1,780	1,570	1,320	1,320





別添資料 3

ごみの分別区分（市川町、神河町）

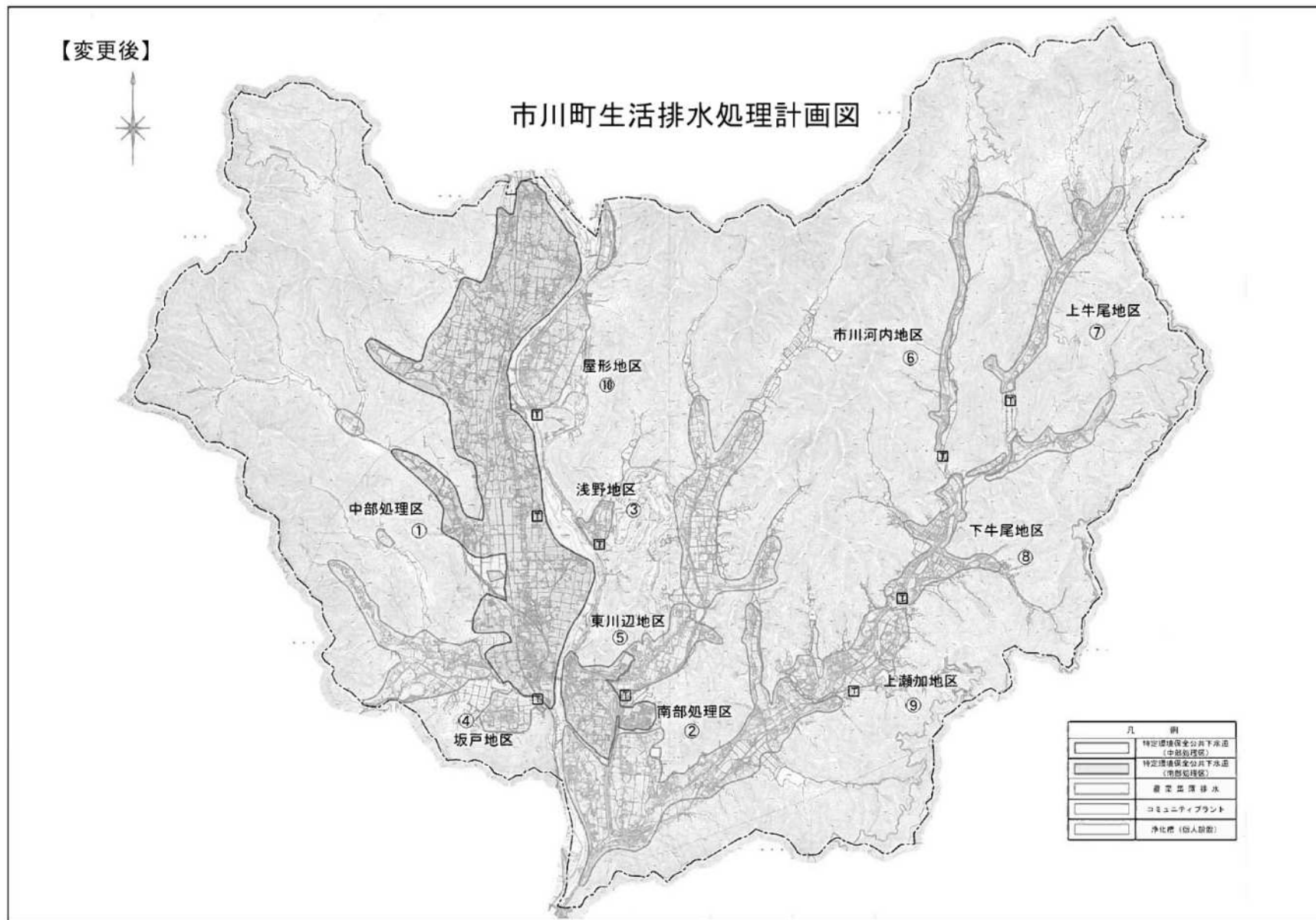
分別区分	収集回数	対象	排出方法/ 排出場所
燃えるごみ	2回/週	生ごみ（未開封の食料品、残飯・野菜くず・茶殻）、革靴、運動靴、洗面器、紙くず類（ティッシュ・感熱紙、紙おむつ）、ペットボトルのキャップ、発泡スチロール、おもちゃ（木製・プラスチック製）、プラスチック製品	指定袋（赤）/ ステーション
塩ビ製品	1回/4週	ラップ、農業用ビニールシート、カッパ、長靴、カセットテープ、ビデオテープ、ホース	指定袋（赤）/ ステーション
金属・小型電化製品	1回/2週	ボンベ・スプレー缶、魚缶、カセット式コンロ、電球、傘、電気ポット、電子レンジ、トースター	指定袋（緑）/ ステーション
ガラス、瀬戸物	1回/2週	板ガラス、植木鉢、鏡、コップ（ガラス製・陶器製）、皿（陶器製）、茶碗（陶器製）、土鍋	指定袋（緑）/ ステーション
有害ごみ	1回/月	乾電池、蛍光灯、温度計・体温計（電子式以外のもの）、ボタン電池、水銀電池	指定袋（緑）/ ステーション
布類・衣類	1回/月	布類・衣類	指定袋（赤）/ ステーション
古紙	1回/週	新聞紙、雑誌、ダンボール	ひもがけ/ ステーション
飲料缶・飲料びん	2回/月	スチール缶・アルミ缶、調味料びん、ジュースびん、海苔びん、コーヒーびん	指定袋（緑）/ ステーション
容器包装プラスチック	3回/月	卵パック、白色・色付きトレイ、乳酸菌飲料の容器、お菓子の外袋・トレイ、豆腐のパック・ふた	指定袋（緑）/ ステーション
容器包装の紙	1回/月	ティッシュペーパーの箱、缶ビールの包箱、菓子の空き箱	ひもがけ・紙袋/ ステーション
ペットボトル	1回/月	飲料用ペットボトル、酒類用ペットボトル、しょうゆのペットボトル、食酢のペットボトル、調味料のペットボトル	指定袋（緑）/ ステーション
粗大ごみ	随時	布団、たたみ、机・椅子、カーペット、タンス、自転車、ベッド、ゴルフバッグ・クラブ、木切れ	持ち込み

ごみの分別区分（福崎町）

分別区分	収集回数	対象	排出方法/ 排出場所
可燃ごみ	2回/週	残飯・野菜くず・茶がら等の料理くず、スポンジ、ブラシ、たわし、まな板、ティッシュ、ペーパータオル、紙おむつ(汚物は取り除く)、ハンカチ、タオル、ぬいぐるみ、CD・DVD(ケースも含む)、ビデオテープ、カード、木製又はプラスチック製おもちゃ、かばん・グローブなど革製品、納豆が入っていたカップ、ソース・マヨネーズの入れ物	指定袋(赤字)/ ステーション
不燃ごみ	1回/月	なべ、やかん、包丁、絵の具のチューブ、はさみ、安全かみそり、爪切り、ペンチなどの工具類、スプレー缶・カセットボンベ(ガス抜き必要)、スプーン、ナイフ、コップ、化粧ビン、茶碗、皿、土鍋、ガラスくず、小型ラジオ、カイロ、ヘッドホン、電卓、めがね、顕微鏡、双眼鏡、水中めがね、ヘルメット	指定袋(青字)/ ステーション
ペットボトル	1回/月	飲料類 炭酸飲料、果汁飲料、各種お茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、酒類 焼酎、本みりん、洋酒、清酒、しょう油類	指定袋(青字)/ ステーション
空カン・空ビン	1回/月	スチール缶、アルミ缶	指定袋(青字)/ ステーション
古紙	1回/月	新聞紙、チラシ(新聞に折り込まれていたもの)、パンフレット、カタログ、週刊誌、電話帳、カタログ類、マンガ本、図書類、ダンボール	ひもがけ/ ステーション
プラスチック製 容器包装	4回/月	ボトル類、チューブ類、ネット類、トレイ類、カップ・パック類、キャップ類、ポリ袋・ラップ類、緩衝材類	指定袋(青字)/ ステーション
ミックスペーパー	2回/月	デパート等の包装紙、包装用紙袋、割りばしの袋、お菓子などの紙箱、お菓子の筒型紙缶、ワイシャツ等の台紙、ノート、手帳	ひもがけ・紙袋/ ステーション
粗大ごみ	1回/月	たんす、机、いす、下駄箱、おもちゃ、衣類、ふとん、カーテン、カーペット、ビニールシート(たたんで紐で縛る)、風呂ふた、屏風、ランドセル、ゴルフバッグ、ポリタンク、ガス台、レンジ、テーブル、ソファー、ステレオ、ストーブ、自転車、ベビーカー、大型かさ、スプリングマット、物干し竿、一輪車、オルガン、脚立、三脚、ゴルフクラブ、電気コタツ、スーツケース、スキー板、扇風機、掃除機、釣竿、金属バット、マッサージ機類、ミシン、ロッカー	ステーション
埋立ごみ	随時	個人で行った一般家屋(納屋・カーポート含む)の解体(リフォームを含む)により発生したごみ(瓦・レンガ・ブロック片・コンクリート片など)	持ち込み
剪定くず	随時	剪定くず	3袋まで:ステーション 3袋以上:持ち込み

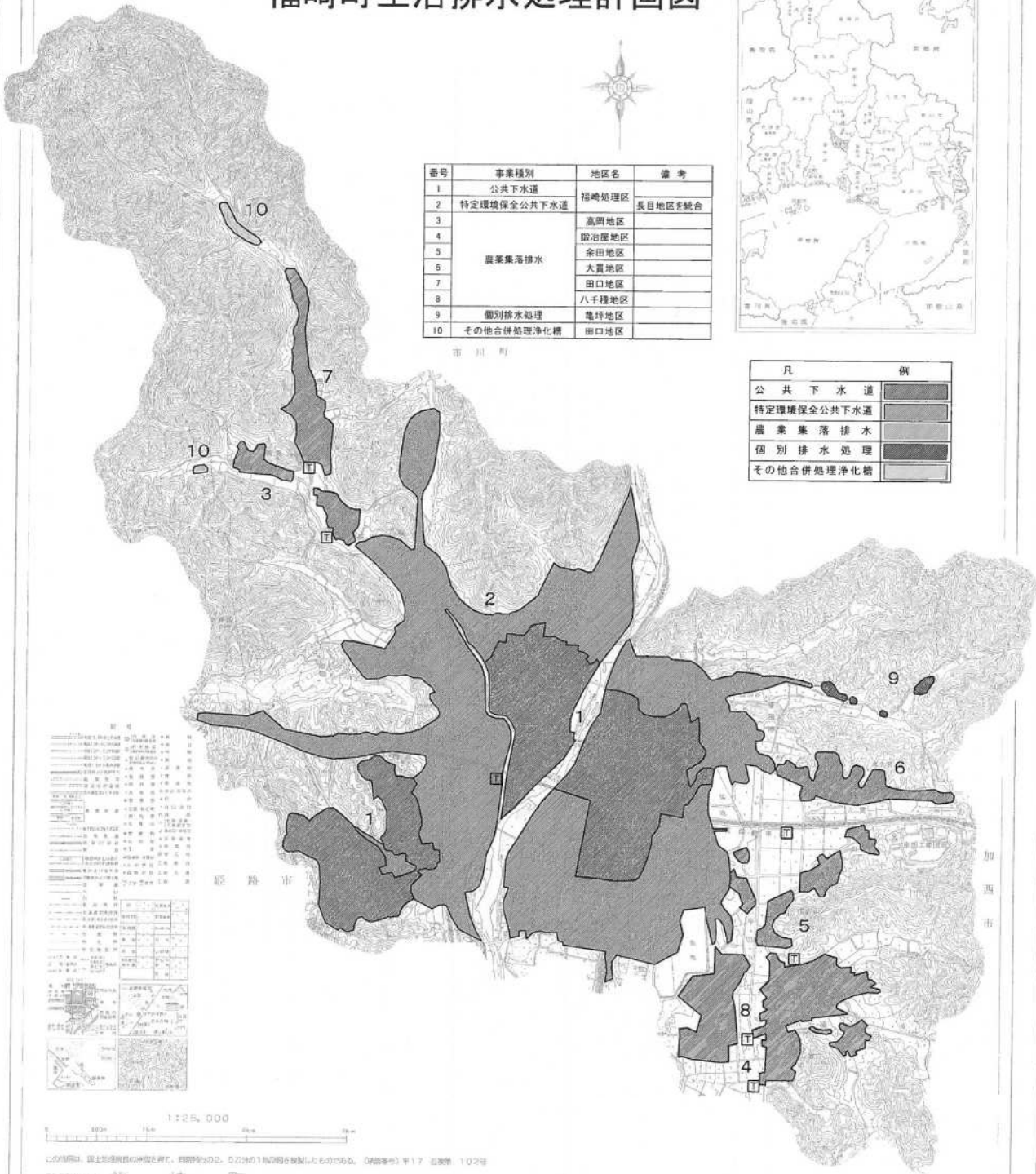
別添資料 4

生活排水処理計画の整備計画図（市川町）



福崎町全図

福崎町生活排水処理計画図



番号	事業種別	地区名	備考
1	公共下水道	福崎処理区	
2	特定環境保全公共下水道	長目地区を統合	
3	農業集落排水	高岡地区	
4		跡治屋地区	
5		余田地区	
6		大置地区	
7		田口地区	
8	個別排水処理	八千穂地区	
9	個別排水処理	亀坪地区	
10	その他合併処理浄化槽	田口地区	



凡	例
公共下水道	
特定環境保全公共下水道	
農業集落排水	
個別排水処理	
その他合併処理浄化槽	

縮尺 1:25,000

100m 500m 1km 5km 10km

この計画は、国土利用計画の調査に基づき、関係機関との協議を経て、5万分の1縮尺の地形図を基に作成したものである。（伊勢新聞）平成17年12月25日掲載

計画機関 福崎町
作業機関 国際航業株式会社

平成18年3月印刷

縮尺 1:25,000

この計画は、国土利用計画の調査に基づき、関係機関との協議を経て、5万分の1縮尺の地形図を基に作成したものである。（伊勢新聞）平成17年12月25日掲載

計画機関 福崎町
作業機関 国際航業株式会社

平成18年3月印刷

生活排水処理計画の整備計画図（神河町）



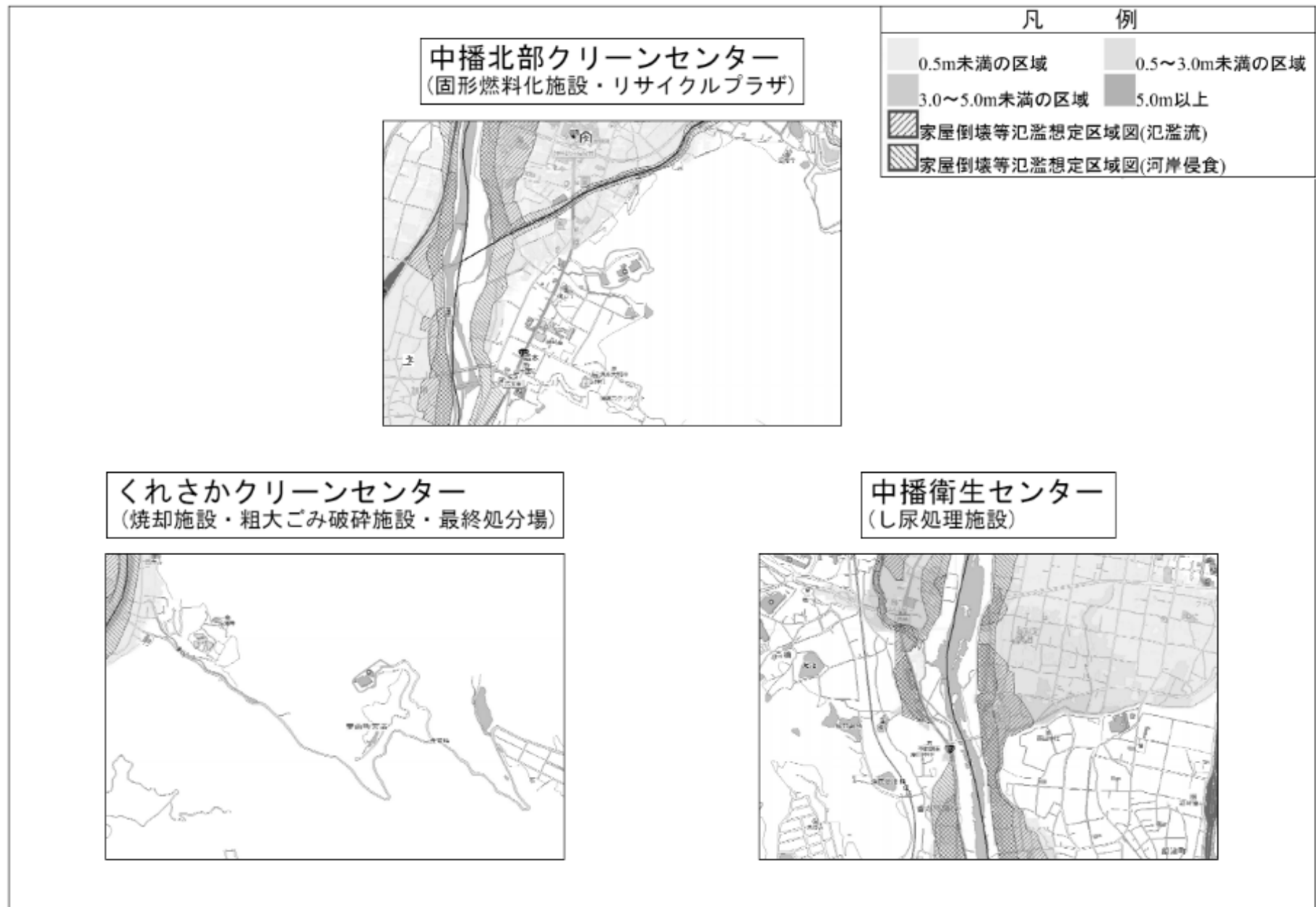
この地図は、国土庁建設局の承認を得て、測量図(5599)測量図を複製したものである。(測量番号 1712(複製) 26号)

別添資料 5

ハザードマップ（全体図）



ハザードマップ（地域別）



市川町強靱化計画

令和2年6月

市川町

リスクシナリオ 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

6-3-① 汚水処理施設の対策

- 汚水処理施設の統合を図り、適正規模の効率のよい運用に努める。
- 汚水処理施設の耐震化に取り組む。
- 公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、特定環境保全公共下水道施設及び設備の計画的な更新並びに適正な維持管理に取り組む。
- 地形的条件等により下水道の敷設が不可能な地域に浄化槽の設置と現有する浄化槽の更新及び適正な維持管理に取り組む。

【主要な施策・事業】

- 下水道事業業務継続計画の適正な執行
- 汚水処理施設及び設備の計画的な更新（社会資本整備総合交付金）
- 浄化槽設置整備事業（循環型社会形成推進交付金）

リスクシナリオ 6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

6-4-① 災害に強い道路網の形成

- 「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ

6-4-② 速やかな道路啓開の実現

- 「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ

6-4-③ 緊急時の輸送体制の確立

- 「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ

6-4-④ 公共交通の機能維持

- 災害時においても鉄道やバスの公共交通が維持されるよう、運行事業者における業務継続計画（BCP）の作成を促す。

【主要な施策・事業】

- 運行事業者の業務継続計画（BCP）作成促進

神河町国土強靱化地域計画
～兵庫のまんなかでキラリと光るまち～

記載部分

本 編 P27
資料編 P5

令和2年6月

神河町

リスクシナリオ	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
対応方策	6-3-① 汚水処理施設の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設の統合を図り、適正規模の効率のよい運用に努める。 ・汚水処理施設の耐震化に取り組む。 ・神河町公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、特定環境保全公共下水道施設及び設備の計画的な更新及び適正な維持管理に取り組む。 ・地形的条件等により下水道の敷設が不可能な地域に浄化槽の設置と現有する浄化槽の更新及び適正な維持管理に取り組む。 	
	【主な施策・事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・神河町上下水道事業業務継続計画の適正な執行 ・汚水処理施設及び設備の計画的な更新（社会資本整備総合交付金） ・合併浄化槽設置補助事業（循環型社会形成推進交付金） 	
リスクシナリオ	6-4	地域交通ネットワークの分析
対応方策	6-4-① 災害に強い道路網の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ 	
	6-4-② 速やかな道路啓開の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ 	
	6-4-③ 緊急時の搬送体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・「2-1-⑤ 緊急時の搬送体制の確立」と内容は同じ 	
	6-4-④ 公共交通の機能維持 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても鉄道やバスの公共交通が維持されるよう、運行事業者における事業継続計画の作成を促す。 【主な施策・事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者の事業継続計画作成促進 	